

令和7年

衣浦衛生組合第1回定例会会議録

令和7年3月27日

令和7年第1回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和7年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、令和7年3月27日（木）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 管理者の招集あいさつ
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第5 議案第2号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第4号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第9 議案第6号 衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第7号 令和7年度衣浦衛生組合一般会計予算
- 第11 議員提出議案第1号 衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議員提出議案第2号 衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第12

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	山口 春美	2番	長崎 章浩
3番	生田 悠	4番	磯貝 忠通
5番	杉浦 文俊	6番	岡田 公作
7番	柴口 征寛	8番	杉浦 康憲
9番	橋本 友樹	10番	長谷川広昌

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管 理 者	小池友妃子	副管理者	深谷 直弘
副管理者	山本 政裕	参 与	吉岡 初浩
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	田中 秀彦		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	生田 和重
碧南市環境課長	中川 知之
高浜市市民部長	岡島 正明
高浜市経済環境 グループリーダー	島口 靖

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	糟谷 勲
庶務課課長補佐	磯貝 光好
業務課課長補佐	安藤 理純
庶務課庶務係長	富山 順子
業務課管理係担当係長	田邊 英徳

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（岡田公作） 本日は御多忙のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第1回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○議長（岡田公作） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。日ごと暖かくなり、すっかり春らしい陽気になりました。本日ここに令和7年第1回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、御参加いただき、本定例会が成立したことを厚く御礼を申し上げます。

さて、令和6年度も残すところわずかとなりましたが、おかげさまで当組合の諸事業につきましては、順調な運営をさせていただいているところでございます。これもひとえに皆様方の御尽力の賜物と厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日、私どものほうから条例6件、新年度予算1議案、議員提出議案2議案の上程をさせていただいております。何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長（岡田公作） ただいま招集挨拶が終わりました。

○議長（岡田公作） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において5番 杉浦文俊議員及び10番 長谷川広昌議員を指名いたします。

○議長（岡田公作） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡田公作） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（岡田公作） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いします。また、申合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので、厳守願います。なお、質問、答弁ともに簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。7番 柴口征寛議員の一般質問を許可いたします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） おはようございます。日本共産党、柴口征寛です。今回は衣浦斎園について、一問一答方式にて一般質問させていただきます。

まず初めに、今回衣浦斎園の持続可能な運営というテーマを取り上げた理由についてですが、少子高齢化が進む中でこの地域でも今後、死亡者数の増加が見込まれます。それに伴い、火葬場の利用需要も増加することが予測され、衣浦斎園の役割はますます重要になるものと思われま。一方で、施設の老朽化や火葬炉の稼働状況、職員の勤務体制、さらには環境への配慮やエネルギーコストなど多くの課題が出てくることとなります。

また、新型コロナウイルスの流行により火葬場の機能が社会的にいかに重要であるか、そして緊急時においても安定的に稼働できる体制の必要性が改めて浮き彫りになりました。

今後も同様のパンデミックが起こる可能性は否定できず、その際に斎園が混乱なく対応できるよう備えることも重要であると考えます。

今回の一般質問では、衣浦斎園の現状と課題を確認するとともに将来見据えた運営のあり方について、現時点での見通しや取り組みを明らかにして、より持続可能で信頼される斎園運営と繋げることを目的としております。

初めに、衣浦斎園の現状と運営体制について伺います。火葬場は住民の生活に欠かせない社会インフラの一つであり、人生の最期を支える非常に重要な施設です。その機能が安定的に維持されることは、住民に安心をもたらすだけでなく、命の尊厳を守る上でも不可欠であると考えます。

まず現在の火葬施設の基本的な状況についてお尋ねします。火葬炉の数、稼働率、そして現時点での老朽化の状況についてお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衣浦斎園火葬炉ですけれども、人体用が6炉、動物用が1炉ということでございます。人体炉の稼働率は、衣浦斎園の受け入れ可能件数を1日9件とさせていただいておりますので、年間300日の営業日数から導いた、2,700件をマックスとしまして、令和5年度の実績1,330件の稼働率を計算いたしますと、49.3%という状況でございます。火葬炉につきましては、定期的な修繕を行っております、老朽化した部分については取り替え等対応可能でありますので、炉自体が特に老朽化で不具合が生じているという状況にはございません。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 1日当たりの火葬可能数と実際の利用率の推移についてお願いしたいのと、あと過去5年間の火葬件数の推移も含めて、その傾向を御説明いただければと思います。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 1日当たりの火葬可能数と実際の利用率につきましては、先ほど稼働率ということの御質問でお答えさせていただきましたのでよろしく申し上げます。それと、あと利用率の推移ということの御質問ですけれども、傾向としては、年々、高齢者人口の増加に比例しまして上昇しており、右肩上がりということでございます。

それと5年間の件数ということで御質問がありましたので、元年度から申し上げますと、元年度の火葬件数が1,053件、それから2年度の件数が1,121件、3年度が1,219件、4年度が1,278件、5年度が1,330件という状況でございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 次に、施設全体のこのバリアフリー対応や待合スペースの充実度について伺います。高齢者や障害のある人にも利用しやすい施設となっているか、現時点での課題認識、そして今後の改善に向けた取組状況についてお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 施設のバリアフリー化ということ等につきましては、平成22年の大改修工事により、既に対応済みという考えであります。具体的には、駐車場と歩道の段差の解消、待合等にエレベーターを2基設置、オストメイト付きの多目的トイレ、待合室の洋室化などを施工しております。さらに、待合ホールには、令和4年度に授乳スペースを設けました。今後も利用者の意見を聞く中で、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） トランスジェンダーとかクエスチョニングの人たちにとって、トイレの利用というのは非日常生活における非常に深刻な課題となっています。性自認と外見とのギャップがある場合、性別ごとにわかれたトイレを使うことで、他者からの視線や詮索を受け、心理的あるいは身体的な安全が脅かされることがあります。またクエスチョニングの人たちは、そもそも自分の性自認が確定的に定まっていない。あるいはあえて定めておらず、どのトイレを使えばよいか悩み、トイレ自体を利用しづらく感じている状況でもあります。そうした中で、身障者トイレと表示されている障害者トイレ、これたくさんあるのですけれども、そういったトイレを利用

するケースもありますけれども、障害者トイレとの名称とか、ピクトグラムの表記によって、逆に使いづらさを感じる場合もあります。

先ほど、こちらではなく、多目的トイレということでされていたのですけれども、誰でもトイレとかそういった名称への見直しとか、ジェンダーを限定しないピクトグラムへの変更なども全国の自治体で取り組まれ始めています。

衣浦斎園においても、誰でも安心して施設を利用できるように、こうした視点を取り入れていく必要があると考えますけれども、その認識と今後のピクトグラムとか対応の可能性についてお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 誰もが安心して利用できるということにつきましては、そのとおりにかなというふうに考えておりますので、今後もそれに近づけるようにいろいろ改良を続けていきたいというふうに考えております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 混雑状況について伺います。繁忙期、平日休日、それぞれの混雑傾向や、それに伴って寄せられる苦情、要望についてお聞かせください。また、予約体制の工夫とか、混雑緩和に向けた対応がなされているかどうかについてもお聞かせいただければと思います。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） コロナ禍以降は葬儀の方式もいろいろ変化がございます。過去と違いまして、いわゆる家族葬ですね。そういう形で葬儀に参列される方を制限される傾向がございます。したがって火葬場までお見送りにみえる方も、最近ではごく少数となってきております。ですので、駐車場が混み合うこともたまにはございますが、参列者の減少が影響している状況で、駐車場混雑ということには、間に合っているような状況でありまして、その混雑による苦情というのは、最近は特に聞いてはおりません。

それに伴いまして待合室の利用のほうは、逆にこちらのほうでということによって増加をしてきておりまして、待合室の部屋を増やすことはできないかというような意見が最近、増えてきているように思っております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 友引、この取り扱いについてお尋ねします。現在、衣浦斎園では友引を休館日としていますが、将来的にこの取り扱いを続ける必要性について、どのように考えているのか。近年では、日本人の六曜に関する価値観や意識も変化しつつあって、友引に火葬を希

望する声も一定数あるのではないかと思います。

また、碧南市、高浜市には外国人が多くて、日本人とは異なる多種多様な宗教があり、そもそも友引の概念がなかったり、忌避する日取りが異なったりします。そうした意識の変化、あるいは宗教関連の多様性を踏まえて、今後、友引を開館日とすることについての検討状況や、方針の見直しがあれば、それも含めてお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） おっしゃられるように、この六曜の価値観、それと外国人の増ということで、友引ということで、それにとらわれない方も一定数あるのは承知しております。ただ、近隣市も同様なのですが、まだまだこの友引というときに、実際に葬儀をとという方はごく少数です。今後そのような葬儀のあり方ですとか、そういうのが増えてれば、当然その友引をどうするかということについても、考えていくときが来るのではないかというふうには考えておりますが、今すぐに友引もやるというようなことは考えておりませんので、よろしくお願ひします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 次に、火葬費用の設定基準についてお尋ねします。現在の料金体系はどのような根拠に基づいて設定されているのか。また近隣自治体と比較して高いのか低いのかについても御説明ください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衣浦斎園の火葬料ですけども、碧南市、高浜市内の方は無料ということでございます。これは平成26年度の改正により無料化されたもので、刈谷市、安城市、知立市など周辺施設も同時期に無料化をしており、当園も均衡を図ったというものでございます。当時無料とした理由としまして人の死は一度きりで、何人も等しく与えられたものであるということから、全額免除することが適当としたものでございます。

一方で、市外の方、我々管外というふうに言っておりますけれども、管外の火葬料は衣浦斎園では3万円ということ。こちら周辺施設との均衡という考えのもとに料金設定をしておりますけれども、管外料金につきましては、最近、近隣周辺も値上げの傾向ということで差が広がってきております。ですので、今後も当園で見直しをする際には、当然、値上げの検討という予定はしていくという考えでございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 火葬炉のメンテナンス等、更新計画について伺います。施設が老朽化する中で安定稼働を維持するためには、計画的な保守点検や将来的な設備更新が重要となりますが、

現在どのようなスケジュールで維持管理がなされているのか。今後この計画と合わせてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 火葬炉のメンテナンスにつきましては、定期的なものと前年の点検時に基づいて、その都度修繕していくというものを、優先度をつけながら安定的な運転が行われるよう、メンテナンスしておくというところでございます。

炉の全面的な更新ということにつきましては、今のところ考えてはおりません。建屋の寿命をおよそ60年というふうに見ておりますけれども、昭和58年、供用開始から40年ほど経過しておりますが、あと20年程度は問題なく現状の施設を稼働させていけるというふうに考えております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 次に、パンデミック時の対応と課題について伺います。新型コロナウイルスの流行は社会全体に大きな影響を及ぼしました。火葬場の運営においても、直接的な業務への影響が大きかったかどうかは地域によって異なるとは思いますが、感染症が広がる中で、公共インフラとしての火葬場の役割や必要性について、改めて考えさせられたのではないのでしょうか。また、職員の安全確保や感染した遺体の取り扱いなど、運営上の課題が顕在化した場面もあったのではないかと思います。

今後も新たな感染症が発生する可能性があることを踏まえ、過去の教訓を生かしながら、火葬場の安定的な機能維持を図っていくことが求められます。まず、コロナ禍における、衣浦斎園の運営状況について伺います。火葬件数は、実際にどの程度、増加したのかについてお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 新型コロナ感染症を死因としまして報告があった件数は、令和2年度から4年度までで75件ということでございまして、3年間の火葬の全体数が3,618件ということですので、率にすると2%程度ということでありました。全体の火葬件数が年々増加している中で、コロナ禍の影響と捉えること等については、非常に困難な状況かなというふうに考えております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 次に、当時の職員の感染対策や勤務体制について、感染リスクが高まる中で、どのように職員の安全確保を図りながら、業務を継続されたのか。勤務シフトや衛生管理体制の見直し状況など、具体的な対応についてお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 当時は、新型コロナウイルス感染症ということで非常に国のほうからも未知の感染症ということで、パンデミック等、いろいろ混乱した部分がありました。当時、火葬職員については防護服やマスク、それからフェイスガード等の安全対策や、場内の消毒についても徹底しておりました。

それから、火葬職員については万が一に備えて、交代制の勤務をとっておったということが現状でございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 感染した遺体の取り扱いについては、全国的に多くの混乱が生じましたが、衣浦斎園ではそうした遺体の受入れ処理に関して、運営上問題があったのかどうか。問題があったとすればどのような問題があって、どのように対応されたのかお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 当園は最終的な火葬というものを担当する施設ですので、この遺体処理につきましては、特にこちらでは行っておりませんので、そういった分析等についても、する立場にはないというふうに考えております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 遺族への対応について伺います。感染防止の観点から、面会制限や手続きの簡素化、簡略化などの措置が講じられたと考えられますが、そうした中でも、遺族の心情に配慮した取り組みがなされたのかについてお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 当時のコロナ感染症に対する火葬手続ですけれども、当園としましては、国が示すガイドラインに沿って対応としたということで、独自に取り組んだものは特にございませんけれども、近隣も同じように国の示すガイドラインに沿って対応しているという状況でございました。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 次に将来のパンデミックへの対策について伺います。今後、新たな感染症が発生し、流行した場合においても火葬場の機能を維持し、職員や利用者の安全を確保しながら、円滑に運営を続けていくことが求められます。そのための計画の整備はもちろんのこと、完成し

た遺体の取扱いに関するルールの見直し、さらには感染拡大時に火葬需要が一時的に急増する状況に対応するための体制強化、例えば火葬炉の増設や遺体の保管庫の導入、稼働調整の仕組み作りなど、物理的運営的な対応の強化も課題に入れる必要があると考えます。

こうした対策、備えについて、現時点での課題認識と今後の取組の方向性について御説明ください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 我々としては、今では厚生労働省が示しております新型インフルエンザ対策ガイドラインというものに沿って対応していくということです。これが、今後、コロナ以外の感染症が出たときにはということもあるかもしれませんが、そのときにも、国が示すガイドラインに従っていくのでないかというふうには考えております。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） あと、感染症拡大時においても、職員が安心して職務に当たれる環境を整備することは重要です。防護具の備蓄や職員の研修といった安全対策については、今後どのように強化していくか。お願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 安全対策ですけれども、このガイドラインにいろいろ示されております。具体的には、先ほどお答えしたとおり、防護服などの着用や交代勤務というのが今うたわれておるのですけれども、自治体の対応として、各自治体において遺体安置所の確保をするだとか、火葬までに相当の時間を要する場合は消毒、それから一時的に埋葬する等の手順も示されておりますので、そのガイドラインの中でやれることをやっていくという考えでございます。よろしくお願いします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 次に、火葬場の運営における環境負荷の低減と、持続可能な施設運営のあり方について伺います。カーボンニュートラルの実現に向けた取組が世界的にも加速する中で、公共施設としての火葬場においても、環境への配慮を前提とした運営が必要となります。

まず、火葬炉から排出されるガス、特に二酸化炭素やダイオキシンなどが環境基準に適合しているかどうかについてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 火葬炉のCO₂の環境基準値は規定されておられません。それではいい、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については測定することが望ましいという指針が示されておりますけれども、当園ではこれは測定をしておりません。

一方、火葬炉のダイオキシン濃度の環境基準値というものは規定されてはおりませんが、平成12年に旧厚労省から既設炉の場合の指針値として、5 ngTEQ/Nm³という値が示されておりますので、それに従って当園として毎年1回、測定をしております。ちなみに令和5年度の測定値は、5に対しまして1.9ということで指針値には適用しておるという状況でございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 火葬炉の更新や改善に当たっては、燃焼効率を高めることによって、燃料使用量やCO₂排出量を削減するといった仕組みを備えた省エネ型火葬炉の導入が必要ではないか。例えば空気比の最適化による無駄な燃焼の抑制、二次燃焼室の設置による未燃焼ガスの再燃焼、高効率バーナーの採用、温度や酸素濃度の自動制御などが挙げられます。こうした設備を導入することによって、燃料コストの削減だけでなく、設備の保守負担の軽減、さらにはCO₂削減による地球環境への貢献が期待できます。

実際に伊勢広域環境組合では、チルチング式低圧噴霧火葬炉専用バーナーを使用した省エネルギー型火葬炉が採用されており、無煙無臭で、ばい煙、悪臭、粉じん、騒音などの防止対策も含めた総合的な環境配慮がなされているようです。火葬施設における省エネの取組としてこうした事例を参考にすることも有効ではないかと考えます。

衣浦斎園においても将来、火葬炉の更新や整備を行う際には、このような燃焼効率の高い省エネ型火葬炉の導入を検討していく必要があると考えますが、現時点での検討状況あるいはその導入に向けた課題があればお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衛生組合の火葬炉につきましては、先ほど説明させていただきましたけれども、不具合があったところのメンテナンスということで、その都度、例えば耐火炉につきましては、新しいレンガに張り替えたりとか、ほぼ新しいものになってしまうという状況でございます。それと、あとバーナーの、今おっしゃられた省エネ型ということもあるでしょうけれども、斎園としましては、まずは次期更新ということはまずまだ考えておりませんで、当然その更新時については、そのような省エネ技術があれば、当然その導入に向けては、比較検討をしていくことになると思います。

ただ、いろいろそういう施設につきましては、要は、値段的な投資がかかるということも、炉のメーカーからも聞いております。非常に高額であるということです。ですので、この費用対効果ということも当然、考えていかなければいけませんので、当然、更新のときにはそのようなこ

とも考えながら、何が最適かということを導入は決めていきたいと考えております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 火葬場全体としての環境への配慮について伺います。例えば、焼却熱の再利用や、建物も断熱性向上あるいはエネルギーの無駄を抑える工夫がなされているか、具体的な取組についてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 環境への配慮ということでございますけれども、火葬の際に出る黒煙の対策として、火葬炉の再燃室の燃焼効率を上げるため、再燃炉室の大型化を平成元年度から3年間で実施し、その黒煙への対策としては改善されているという状況でございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 火葬場のエネルギーコストの現状、そして燃料価格の変動が運営費に与える影響を最小限に抑えるために、どのような取組が今なされているのかについてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 火葬場自体単体でこのエネルギーコストの削減というのはなかなか難しいものがあるわけですが、令和5年度に火葬棟及び待合棟内の照明器具、これらを全てLED化しましたので、そこの電力というエネルギーコストの削減ということで実施をしているところでございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 再生可能エネルギーの導入に関する検討状況について伺います。太陽光発電設備の設置など、施設全体として脱炭素社会に向けた取組への姿勢について、衣浦斎園における今後の導入へのお考えをお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 太陽光発電ということですが、これにつきましては、平成25年になりますけれども、検討しておるところです。その際に、斎園につきましては、屋上に広く場所が取れないだとか、方向性の問題から非効率であるということで、断念をしたという経緯がございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） それでは最後の項目に移ります。少子高齢化が進む中で、全国的に死亡者数の増加が見込まれており、それに伴って火葬場の需要も確実に増していくと考えられます。火葬場の機能が過負荷となることを防ぎ、安定的に業務を継続するためには、将来予測に基づいた中長期的な対応が必要となります。

まず、衣浦衛生組合管内における死亡者数の将来推計についてお願いします。そして将来的にいつごろピークを迎えると予測されているのか、その見通しをお示しください。また直近10年間の死亡者数の推移と、将来のピーク時における年間あるいは1日当たりの予測値についてもお示しいただければと思います。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衣浦衛生組合管内における死亡者数の将来推移と、それからいつごろピークを迎えると予測しているかということですが、死亡者の将来推計、それからピーク、これの予測等は当園では人口推計を行っておりませんので、これもピークの予測は実際しておりません。

しかし、衣浦斎園の火葬利用の実績として、10年前の平成26年度の964件と、令和5年度の1,330件との比較で、366件、率で38%増加しております。したがって傾向としましては、今後平均寿命の伸びと、団塊の世代を中心とした高齢人口の増加に比例して、火葬件数としては減ることなく増加するという事は考えておりますが、ピーク予測としては行っておりませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 次に、現在の火葬能力で将来の需要に対応できるのかを確認させていただきたいと思います。1日当たりの火葬可能数と過去の実際の利用率については既に伺いましたが、その関係を踏まえて、将来のピーク時においても、現在の設備火葬能力で対応が可能なのか、あるいは厳しい状況が想定されるのか、お答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほどの答弁のとおり、1日最大9件、受け入れておる状況です。それで利用率として約5割程度ということになります。ですので、将来、予約が取りづらくなっていくことは考えられますけども、都市部で既に起こっている1週間待つだとか、そういうようなことについては、碧南市高浜市においてはそのような状況には当面ならないというふうに考えておりますので、現在の炉の数で、十分対応可能であるというふうに思っております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 最後に、将来的な火葬需要の増加に備えた計画について伺います。例えば火葬炉の増設あるいは施設の拡充、他自治体との広域連携による受け入れ体制の整備など、どのような対応策が検討されているのか。また、その実現に向けたスケジュールなどがあればお示しください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 需要増加が問題になっているというのは都市部でありまして、先ほどもお答えしましたけれども、現在の利用率は5割ということで、今のところ、そこまで問題視はしてないということでございます。ただ状況の変化、環境の変化等ございますので、今後もしろいろなところにアンテナを張りながら、将来の計画は考えていかなければならないということは思っております。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 将来の死亡者数の増加は避けられない現実であり、火葬場の計画的整備は時間をかけて取り組む必要のある課題です。住民に不安を与えることなく、尊厳ある最期の別れを保障するためにも、早めの検討と備えが必要ではないかと考えます。

以上、衣浦斎園の現状と課題、そして将来に向けた持続可能な運営について、様々な観点から質問をさせていただきました。衣浦斎園は人生の最期を見送る場所として、市民にとって極めて大切な公共施設であり、常に安定した運営が求められます。老朽化や、人員体制、環境負荷、エネルギーコストの問題など多くの課題がある中でも、将来を見据えて、着実に改善と備えを進めていくことが必要です。特に将来の火葬需要の増加は、既に予測可能な現実です。火葬場の整備には長い時間と準備が必要であり今から見直し、見通しを立てておかなければ、後になって市民生活に大きな支障が生じることにもなりかねません。また全ての人にとって使いやすい施設とするために、バリアフリーはもちろんのこと、ジェンダーの多様性に配慮した環境整備も、これからの公共施設に求められる重要な視点となります。

さらに感染症や災害といった非常時においても、火葬場の機能を止めないための備えは行政の責務として果たされなければなりません。将来を見据えた備えと改善が着実に進められるよう、前向きな取組みを求めて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 訂正させていただきます。先ほど環境への配慮のところ再燃炉室の大型化ということをお答えさせていただいたときに、平成元年度から3年間で実施したと申し上げましたが、正しくは令和元年度から3年間ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田公作） 以上で、7番柴口征寛議員の一般質問を終わります。

次に一番山口春美議員の質問を許可します。一番山口春美議員。

○1番（山口春美） 皆さん日本共産党の山口春美です。よろしくお願いします。

1問目はクリーンセンター衣浦の整備構想についてということです。私ども碧南と高浜の住民の皆さんとともに、令和5年6月に突然、碧南市と中部電力が結んだこういう協定によって、中部電力に一般ごみの処理方法が民間委託にされるかもしれないということで、ずっと市民の会で検討してきました。1年9カ月です。それで、来週には4月1日を起点にして人事異動もあり、この衣浦衛生組合の高浜市から出向してみえる方もお代わりになると。それから碧南市の直接の本庁の方の担当者の部長も代わられるということで、高浜市の部長のほうはどうなっているのか、まだ知りませんが、新たな体制がもうここ数日を残すのみということで、このメンバーで議会に臨むのは、今期この今日だけということなので、あらためて私は碧南市議会のほうでも伺った問題についても、重ねてここは衣浦衛生組合としての立場を確認するためにも、質問させていただきたいと思います。

まず通告書の1番に書きました香川県三豊市に1月21日、視察に行かれました。私どもは3月6日に、情報公開で状況なども含めて、この間の動向について入手させていただいたものです。そこにも書いてあるのですが、碧南市議会では、ここに出席された部長がコスト高だし、規模が大きくなるなど問題点が示されて、決してバラ色のもではなかったということが答弁されたというふうに私は受けとめています。それで衣浦衛生としては、どう受け止められたのか。まずは1月22日に行かれたこの視察の中で、どなたが参加されたのか。そしてその方も含めた、衣浦衛生組合としてのこの視察の結果について伺いたいと思いますので、お答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 御質問の香川県三豊市への視察、これは今年1月22日に碧南市、高浜市とともに、組合の担当職員として業務課の安藤課長補佐が同行をしております。その視察の結果ですけれども、先の碧南市の総括質疑で経済環境部長が答弁された内容と、ほぼ組合の立場としても同様でございますが、それ以外特段、補足するというのもはございませんが、当組合としても、経済環境部長が最も大きな課題というふうに説明されておりましたこの生成された固形燃料の利用先、いわゆる出口戦略ですね。ここら辺が要は地理的に、産業の集積だとか、碧南と違う部分がありますので、ここの出口戦略がうまくいくのかどうかということについて、非常に課題があるというふうに受け止めたところでございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） この情報公開によると、衣浦衛生組合が参加人数を決めたわけではないと思うのですが、高浜では高浜市議会議長まで参加されてみえると。高浜市では市民部長と環境

グループの主幹と主事の方ですか。議長も含めて4人で参加し、碧南は部長、課長、課長補佐の3人です。どうしてこういう選定になったのかというふうに思いますし、なぜ私も一緒に行きたいと申し出をしたんですが、きっぱり断られましたけれども、なぜ高浜市では議長が行かれることになったのか、その辺の経緯は、あなたたちはただ安藤業務課長補佐がついていただけという、こういう下に置かれた立場だったので、この経過などは御存じないということですか。それから今日、傍聴されている方も含めて、生田碧南市経済環境部長が議会でどういうことを言ったのかは分からないので、そっちに投げずに、丁寧にこの衛生組合の立場としてはどうだったのかということ。固形燃料のことは言われましたけれども、その他、民営化のことについても含めて、もう少し明確に、ちゃんとこのレポートが出されているわけですから、それをトップの方としても受けとめられたと思いますので、あらためてそんなはしょらずに、時間はたっぷりありますので言ってください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 高浜市の出席につきましては、組合のほうでは誰がということは、選定については関知しておりませんので、よろしくお願いします。

それから、組合でももう少し詳しくどう感じたのかということでございますけれども、12月議会で御質疑されたときに、御承知のように、トンネルコンポストのメリットとして2点を私どもは挙げております。1点目は、焼却しないということで、建設費用が安いという点はメリットが一つ。それから二つ目は化石などの燃料を利用している工場等で一般廃棄物を含んだ固形燃料を代替燃料として活用してもらうということで、温室効果ガス、それから排出抑制効果が期待できるという、このウィンウィンの関係ができれば一番いいのではないかということは思っておりました。

ただ、両市で進めるためには課題もあるというふうに考えております。最も大きな課題は、先ほど説明を若干いたしました固形燃料の利用先の出口戦略というところですね。これにつきましては、固形燃料のRPFですけども、これを産廃と混合して、10倍の量にして製紙会社のボイラーで使用する仕組みに頼っていることが非常に厳しいという点ですね。

それと、2点目としまして、このごみ処理リサイクル施設が別に必要になるという点です。三豊市では粗大ゴミなど破碎ゴミなどは、破碎が必要なごみは民間事業者に委託しておるということでございます。我々もこのクリーンセンター衣浦では様々なごみを受け入れておりますけれども、トンネルコンポストだけのほうに絞った場合、そこで処理できないものについては、他に委託をするということが必要になってきております。ですので、その他施設のこの導入コストということとを比べた場合は、果たしてトンネルコンポストが一番いいのかどうかということは、検討が必要だというふうに思っております。

それからもう一つは、災害が発生したときの災害廃棄物の処理ということで、焼却炉を持たな

いということですので、そのとき近隣自治体や民間事業者とどのように協定を締結して、速やかに償却して災害廃棄物を処理していくのかなど、そこら辺の協議等もスムーズに進むかどうかということも、組合としては非常に懸念する状況であるというふうに思っております。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 碧南市議会では、視察に行かれた議員さんが、本当にコストも安いしという、本当にバラ色の夢を振りまいて、それに乗かってすぐに視察に行かれたのですが、結果的には建設費の安さも今の市場価格でいうととてもじゃない、追いつかないということや、運営費のコスト高が大きくなると。私は聞いていて、この固形燃料の話を豊橋市なんかでも実際にやられているところもあったりして、一つの方法ではあると思うのですが、トンネルコンポストの場合は、産業廃棄物と最終的には混ぜてしまう。それから廃プラスチックも混ぜてしまうということで、市民が一生懸命分別をやっていることと、全く逆行してしまうことを初めも、これは検討の余地がないなど、根本的に根底からこれは一つの選択肢とはなり得ないというふうに思いました。それでも碧南市ではまだこれを令和7年度検討委員会を作って、約1,000万円で高浜市からもその経費を一部いただいて、1年間もんでいくのですが、その中でそのトンネルコンポストのことについても引き続き検討するし、民営化についても検討するという部長答弁がされました。全く引っ掛かるものは何一つないのに、まだこれ捨て切れていないということについても、やはりおかしいなというふうに思いました。

それであらためて伺いますが、このように人事異動、衣浦衛生でもそうですが、プロパーの方たちはもうずっとここで人生を過ごすわけで、専門性も否応にして高まっていくわけです。部長や碧南市高浜市の職員の出向については、一定程度異動がありますけれども。でも今回のようにもう丸ごと部長が長年、携わってきたのに、ぽんと他のところに行ってしまうという、こういう中で、やはり主軸はこの衣浦衛生組合が責任を持って、自らの職場を守ること、職員を守ることが前提にしながら、やはりこんな浮ついた話に飛びつくのではなくて、堅実に市民とともに、次の施設整備については、主体者として検討するということが条例上も、規則の点からも、当然のことだと思います。そういう立派な事業所だからこそ、若い皆さんも含めて、この自分の人生をここにかけようというふうに応募されて現在に至っていると思うので、この主体者は衣浦衛生組合だということを、私は今日はぜひ留任されますので、碧南市からの出向の事務局長は。言明いただきたいと思いますが、違いますか。まだそれでも新人の碧南市の部長やこちらの高浜市の新しい担当者の方も含めて、そういうところに碧南市、高浜市に依拠することで、2の次、3の次にぶら下がりという形の体制でいくのですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 施設設置の主体者という御質問でございますけれども、令和7年度両市で実施されるこの廃棄物処理方式等を検討調査業務及び検討委員会にて、新施設の将来的な運営について、ごみ減量の推進や、将来的な人口減少社会の到来を見据えて検討されるというふうに聞いております。組合は一部事務組合ということで、碧南市、高浜市両市が構成市でございますので、その中で主体性を持って、例えば何か新施設のこの場所ですとか、そういうところを決めていくということではできません。ただ、今後、例えば公設というふうになった場合には、組合が主体になって当然、建設等も行っていくというふうには考えておりますけれども、公設なのか、三豊市のように民設なのか、それから設置主体はどこなのかということについても、来年、その検討委員会の中で協議されていくというふうに聞いていますので、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） そもそも事業所だったら、社長がそんな答弁したら、本当に働く人たちはもうやり甲斐も何もないじゃないですか、自分たちの職場を民営化して売り出すことも前提に考えていくなんてことを、平然と公の場で言うてしまうなんていうことは。別に事務局長が悪いとは言いませんよ。その私は一步、下にあって行くのではなくて対等な立場で。少なくともこの30人余りの従業員の社長さんなのだから、対等に行って、やはり職場を守るという立場にしっかり立っていただいて、圧倒的にこの担当の職員の数も違うのですよ。碧南は3人しかお見えにならないし、実際の環境課の職員としては。部長、課長、課長補佐しか。他のごみのことやっていますからね。もう圧倒的にここの場所のほうが職員が多いわけですから、ぜひそういう後追いの姿勢ではなく、対等、平等。職場を守るという立場に立っていただいて、主体者の責任を果たしていただきたいというふうに強く求めます。取りあえず留任ですから、4月以降も心して引き締め合っていきたいと思えます。

それで3つ目です。そういった中で辞めていく部長さんが、他の部署に代わられる部長さんが、全員協議会の場で一方的に衣浦衛生組合も入って、碧南市と高浜市と打ち合わせした用地の選定。これについて私たちは、この全員協議会は決定の場ではないですと。議員にただ報告されて聞きましたよという程度で終わっているはずですよ。

ところが、この間、2号地グラウンドに最終的にはこしかないというふうに断定して、今回の3月議会でも答弁がされました。なぜ2号地多目的グラウンドにしがみつくのか。それを追認して、衣浦衛生組合もその2号地多目的グラウンドしかないよと、こういうふうに軽く言ってみるのですが、碧南市は私たち議員に言っただけで、視察にも一緒に行こうとも言わずに、高浜市議会はこういう極めて両市の間では距離的にも不利な立場と思うのだけれども、承認したのでしょうか。所有者の愛知県の承諾や事務手続きは、いつから現在も今、多少なりとも進んでいるのでしょうか。全部、検討委員会が終結してから2号地グラウンドを大前提にして、この検討委員会も進められるというものではないと、私は検討委員会の質疑のときに、これからそれも含め

て検討するというを若干、匂わされたような気がします、相変わらず固執してみえますので、なぜ2号地グラウンドなのかも含めてこの3つ目の質問にお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 2号地多目的グラウンドにつきましては、碧南市と高浜市の協議の結果、両市域内で新設に最も適しているという5カ所の中から選定されたということです。この選定の経過につきましては、碧南市では1月28日の市議会協議会、高浜市は2月5日の市議会協議会でそれぞれ御報告があったということです。

また、所有者の愛知県への承諾と、それから事務手続きはいつからということですが、このことにつきましては、組合については承諾だとか事務手続きを進めるということではなく、これは両市が進めていくということです。

それから、2号地になぜということですが、先ほど説明いたしましたけれども、両市では5つの候補地を絞った中で、最適ということで2号地を決めたということを知っています。組合として、この2号地に何かしがついているということではございませんので、よろしくお願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 4番目のところですが、現状は両市の市境にあって、どちらも公平に場所的にも不公平のないようにという形で、この場所を選定されたのではないかと。過去にはというふうに思います。碧南の最先端に2号地グラウンドはあって、入江だから津波やなんかもそんなに外海に面しているところとは、東日本大震災のようにはいかないのだろうかという期待もしたいのですが、いずれにしても入り江の中でもっと入ってくるのが現在のここで、もっと入り江の外側に、近くにずっと寄ってしまうのが2号地多目的グラウンドです。最も海に近いところで、当然、埋め立て地ですから、ずっとこの間、企業建設もあったのですが、大体もう何十センチも地盤沈下してしまうというのが常で、こういう流動化も含めて非常に災害に、地盤としては弱いところ。しかも、津波も3メートルの津波の予測で、4メートル嵩上げしてあるのでいいのではないかとはいけれども、それは人間が都合よく想定しているだけの話で、想定外のことは今までも能登でも何でも、ずっと想定外想定外で、私たちの予想を超える結果になっています。決して4メートル以上の津波は来ないという断定はできませんので、こういう危険な場所をわざわざ選定されるのかということが、大きな問題点としてあると思います。

そして、衣浦衛生組合さんは、毎日毎日、週末だ、年末だっていうと大渋滞して、そのための予算も、後から論議する予算の中に交通安全だとかいろいろ苦勞しながらこの場所でやってみるのですが、こういう渋滞状況を考えたときに、こういう皆さんが2号地グラウンドのほうに移った場合に、とても手間暇かかると。特に高浜市民の皆さんは、こぞって遠方になってしまうと

ということなんかも含めて、これは衣浦衛生組合でしか日々の御苦勞は分かっていないですよ、碧南市も高浜市も。渋滞していることを知らないのではないですか。そういう実態についてどう思っているのか。

それから、埋立道路、臨海道路も4車線になるとはいえ、しょっちゅう渋滞している。昼間の空いている時間にごみ搬送するかもしれませんが、あそこの衣浦道路の渋滞そのものについても、厳密に調査したわけではありません。そしてこれだけの人たちが両市で繁忙期には向こうのところに行くとなると、1回ですみませんから、何回でも。私でもこんな近くにいても、何回でもうちの片付けなんかでは来たりするのですよ。そういう人たちのこともやはり配慮して、この大体真ん中ぐらいの土地ということで、私たちはこの現行の隣に用地を買ったらどうかと。様々な解決方法はいくつもあるというふうに提案しているのですが、そういう点は打診したのですか、碧南市、高浜市に。ものすごく渋滞していると、困っているのですということ、ここの渋滞対策、それから衣浦臨海道路の渋滞対策としても、不公平だという点についても、これ問題があるのではないですか。そういうことを積極的に行ってもらわないと、都合だけが先走りするのではないですかね。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 言ってしまうと、そういうことも全て配慮した中で、5カ所の候補地から2号地をし、両市が決定したということでございますけれども、ここの場所の隣接地については、これ何回も申し上げておりますけれども、ハザードマップの浸水区域、これ約8メートル色が塗ってあるところに指定されているということと、近くに活断層も通っておりまして、災害リスクが非常に高い場所ということで、その点についてここの隣接地は外れてきておるということでございます。そうしたときに、2号地が一番適しているという状況でございます。

それから渋滞につきましては、確かにクリーンセンター渋滞する日、そのときはございます。それから特別な搬入日のときも渋滞したりしておりますけれども、市民の方が何を捨てに来るかということで、ここに捨てに来る渋滞の大きな要素としましては、やはり分別ごみを捨てに来られる方が一番多いということで、その辺は、事業者の収集車が渋滞しているということではございませんので、2号地に持っていった場合に、即座に同じような渋滞が起こるかどうかは、やり方次第でクリアできるのではないかとこのように思っています。

それから衣浦豊田道路につきましては、4車線化が完了してれば、渋滞も問題なくスムーズに行くのではないかなというふうには考えております。あと高浜市からの距離が遠過ぎるという質問もございますけれども、碧南市高浜市と合わせて、南北東西、すごく長い地域を有しておるわけではございません。この地域の中でということですので、遠いというような感覚はそう思っておりませんけれども、それも含めて、一番良いところが2号地という考えで決定されたというふうに思っております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 一度も高浜市民、碧南市民にこのごみ焼却場の問題でアンケートや話を直接聞くなど、町内会の皆さんに聞くなど、そういった手段はやっていないというふうに私は思っているのですが、陰でこっそりやっているのかもしれないですけども、表向きにはやっていません。

それで確認しますけれども、今日の段階で、愛知県との話し合いはもう微動だにしない、進んでないということですね。白黒、イエスカノーかでも全然、逆転してしまうのですけれども、検討委員会の中に県も入るといふのだから、自分が作った計画にノーだと言えないというところになっていくのかもしれませんが、今日現在で県との2号地グラウンドの所有権を市に渡す、あるいは売り渡す、無償譲渡する、無償貸与する。そういった話は一切されてないということで確認していいですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 県との協議は衛生組合は行っておりませんので、どのような形で今県と協議が行われているかも含めて、組合としては関知していないという状況でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） だから、ちゃんと平等な立場で加わるべきだと思うのです。もう直ちに情報が入るように。それで5番目のところですが、廃棄物処理方式等検討委員会に組合としても入るのですが、そんな受身では入ったってせっかくの職場を守ることも、市民に報告することも、県にどこまで進んでいるかも分からない状態でも入ってもらっては困ると思うのだけれども、ちゃんと入って対等平等な立場でやれるような椅子を確保していますか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この検討委員会に組合としてどのように関わるかということにつきましても、現在において決まったものはございませんが、通常であれば、検討委員会の両市と同じ立場で、事務局としてか携わるのかということにはなってくると思っておりますけれども、その辺も含めて、今後、両市とは話し合っていきたいというふうに思っております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 今日のこの場で事務局長がきちんと入っていくことが大前提だと思うのですが、6番目の衣浦衛生組合としての主体的なごみ処理方法と、施設建設に対する考えが、今のところ答弁聞くと全くないというふうに受け取らざるを得ないのでけれども、もしこういう方

向でやったら働く皆さんにも一番いいかなという個人的な問題でもあれば披瀝してください。全く白紙状態で、両市のいいことにこうやって言われて、どこに着手するのか、1年後はどうなるのか分からないというところで、席を置いていくのですかね。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この検討委員会において、来年度いろいろなことが決められていくというふうに考えております。当然そこで、公設というふうに決まってれば、組合としてはそこで公設、当然、携わっていくというふうにも思っております。

それから我々は今年度、クリーンセンターの整備構想改訂版を出しました。これについては、当面、どのような形になろうとも、向こう11年間は最低必要だということで、その延命化について御説明しております。この小規模基幹的設備改良工事を着実に進めて、まずは衣浦の現施設を安定かつ安定的に運営していくことに、我々としては注力をしてまいりたいと。その後この公設なのか民設なのかも含めて、いろいろな問題が出てきますので、そこで解決が図られて、次に進んでいくというふうに考えておりますので、まずは延命化をしっかりやっていくという立場で衣浦衛生組合はおります。よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） それで2番目の一部事務組合について伺います。様々な要因があり、時代の変遷もあるとは思いますが、当時1962年、63年前ですが、必要性があつて碧南市高浜市がこの一部事務組合を作りました。条例も規則も規約も書かれてあり、その位置付けも明確にしてあり、そこで責任ある仕事をされてきたから、この公設のごみ焼却場がここまで維持できたというふうに思います。もとより、このごみの処理の問題は行政の責任だし、このごみでもって儲かる仕事ではありませんから、当然こういう公のところを担当しながら、もし利害に走るならば、不法投棄だとか、高い委託料だとか、高い費用だとか、こういう市民の生活に直結する問題なので、公的な行政の責務というものが決められている。これが大前提です。

それであらためて伺いますが、一部事務組合での事業処理について、今まで63年間、メリットとデメリットはどんな点にあったのか、お考えのところがあればお示してください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この一部事務組合につきましては、地方自治法に定められた特別地方公共団体ということでございます。メリットとしては、より広域的な視点に立ってまちづくりと施策の展開ができたり、効果的な施設等の整備等、行政サービスの提供、それから行政運営の効率化による財政基盤の強化、いわゆるスケールメリットということが一番大きく掲げられるかと思っております。本組合の例で申し上げますと、この維持管理コストがかかりますごみ処理施設などは、

地理的にも隣合わせた碧南市と高浜市が共同事務を行うことで、単独でそれぞれ施設を建設し、維持管理するよりもスケールメリットが高く、また安定した運営が確保されるものということで、この一部事務組合は効率化されているということです。

デメリットのことを御質問されましたけれども、これは一般論になりますけれども、構成する自治体間での政策や財政的事情などにより、意見調整に時間を要する場合があったり、管理者や議員については直接選挙によらないため、市民の意思が反映しきれにくいというようなことが挙げられているというところでございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） そのためにそれぞれの首長が順番にトップに立つことになっているわけですから、この両市長が耳をきちんとそばだてて、みんなの意見を聞いていれば、そういうデメリットはなくなるというふうに思いますね、政策上のずれなんかは。

そういうメリットがある中で、この営々としてやられてきたということで、それを崩そうという民設民営の話が今、目の前で展開しているのです。それだからこそ、業者の値段の吊り上げ等にも対抗しながらやってきたのではないかというふうに思いますが、ごみ処理施設の今後について、民営化、民設など安定した立場に座っているこの市の職員や部長や幹部の皆さんが、平然と口にしている。私は本当に聞くに耐えないと思います、市長も含めて。この選択肢が挙げられているけれども、それは現在の一部事務組合の働く人たちの役割と衣浦衛生組合の存在意義を否定することになるのではないですか。私は恐れ多くてそんなこと絶対に言えません。私たちの仲間だからこそ、儲けなんかを考えずに、環境のことも含めて、市民とともに減量化に取り組んできた。こういうふうに思いますが、そのごみ収集と処理のところだけ、民間に放り出してしまったら、本当に今までの営々とした努力が水の泡になってしまうのではないですか。というふうに思いますので、あらためて管理者の小池市長含めて、御答弁いただきたいと思います。みんな働く人たちに責任持つ、こういう人たちですから。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今、言われます民設民営、この辺は何も決まったものもございません。今後、議論がなされていくというふうに考えておりますので、この場で民設民営ということの予見的な答弁を控えさせていただきたいと思っておりますけれども、本組合はクリーンセンター衣浦だけではありません。この衛生センター、衣浦斎園。サン・ビレッジ衣浦、リサイクルプラザなどその他の施設も広く共同処理を行っておりますので、クリーンセンターがなくなったら、この組合はなくなるとか、そういうこととも考えてもおりません。

それから、一部事務組合ということで特別地方公共団体でありますので、クリーンセンター衣浦の今後を検討する大前提として、職員の身分を守るということについては、両市において慎重

な判断と配慮がなされていくものというふうに我々は理解をしております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 最後に尻切れトンボの小さな言葉でうやむやにされましたけれども、3番目の一部事務組合を設定した碧南市と高浜市が身勝手に民設民営化をいうことに黙しては駄目だと。決まったらそれに従うという立場、絶対的に崩されませんでした。私は働く人の職場と人生を守る意思があるのかどうか確認したいと思います。

それで、後の予算の中でも退職者不補充という形でどんどん縮小し、それでごみ処理施設を除いた他の部分のところで最終的にとどまるということになっていくのかなというふうに思いますが、こういう4番目の一部事務組合で働く人たちの将来はどうなっていくのか。具体的には退職者補充や新規採用をストップしているでしょう。これら3、4について同時にお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 実際、来年度の新年度予算では、退職者については不補充という状況でございます。これにつきましても、まだ決まってくるものが多過ぎますので、新たな採用は控えさせていただいているということです。

それから小規模基幹的改良の延命化、これについても少なくとも11年ぐらいはかかります。その間は当然、我々も職員で一生懸命やっていかなければいけませんので、当然やれる人員は確保していきたいというふうに考えております。ただその先、これについてはまだ何も申し上げられませんけれども、クリーンセンター衣浦の職員もほぼ半数以上は高齢化というか、もう退職年齢になってしまいますので、今後どのような形でやっていくかということは、非常に検討することが多いかなと思います。ただ、我々組合は、衣浦斎園をはじめとした共同処理事業もいろいろ抱えておりますので、その人数で運営してくれるような体制をとっていくということが大前提かなというふうに思っております。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 公設公営でちゃんと職場を守り、市民のその支出についても、やはり安心できる環境行政やごみ減量に向けての本来の立場を行政としてお忘れなく進めていただくことを強く求めまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田公作） 以上で、一番山口春美議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

続きまして、日程第4 議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

1の制定の理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されるため、改正が必要な条例について、まとめて改正する整理条例を制定するものでございます。

次に2の制定の概要でございますが、（1）一部改正をする条例といたしまして、ア、衣浦衛生組合職員の給与に関する条例、イ、衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例、ウ、衣浦衛生組合情報公開、個人情報保護審査会条例、エ、衣浦衛生組合行政不服審査法施行条例、オ、衣浦衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の、5本の条例について改正するものでございます。

（2）の改正の内容につきましては、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、罰則規定及び人の資格に係る規定に定める字句を改めるというものでございます。

続いて、3の施行期日等でございますが、（1）施行期日は令和7年6月1日、（2）罰則の適用等に係る経過措置及び裏面を御覧ください。（3）人の資格に係る経過措置でございます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 質疑というのか立場を鮮明にさせたいと思いますので、今回の条例改正は5つの条例に対して拘禁刑を創設することを組み入れるという中身も含めた改正になります。日本共産党は、拘禁刑についてはかつての治安維持法などで、日本共産党の先輩たちが捕まり、思想変革も含めて弾圧がされたということを踏まえて、この拘禁刑がそれに類するものに発展かねないということで、国会でも反対しておりますので、この上位法が変わったから致し方ないということで踏み入れることなのですけれども、拘禁刑については反対の立場を表明するということで、私は碧南の本会議でも反対しましたので反対します。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして、日程第5、議案第2号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第2号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、育児休業介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律令和6年法律第42号が令和6年5月31日に公布され、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号以下「法」という。）一部改正が令和7年4月1日から施行されるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要ですが、（1）衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年衣浦衛生組合条例第1号）の一部改正（第1条関係）として、非常勤職員が要介護家族の介護をするための時間について規定している、法第61条第32項において、読み替えて準用する同条第29項が、同法第61条の2第20項にて、新たに規定されるため、条例中の引用条項を改めるというものでございます。

これは、これまで国家公務員及び地方公務員に関する特例は、第61条で規定されておりますが、地方公務員の特例については、新たに第61条の2で規定されるためでございます。

次に（2）衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年衣浦衛生組合条例第3号）の一部改正（第2条関係）ですが、ア、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大として、職員が子を養育するために時間外勤務の制限の請求をした場合において、任命権者が所定労働時間を超えて、勤務させてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員か

ら、小学校就学の始期に達するまでの養育する職員に拡大するというものでございます。

イ、仕事と介護の両立に資する制度または措置に関する規定の追加として、任命権者は職員の仕事と介護の両立を支援するため、次の（ア）及び（イ）に掲げる措置を講じなければならないことを規定するというもので、（ア）として職員が配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度または措置（以下「介護両立支援制度等」という。）について知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申し出の意向確認を行うこと。（イ）として職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度に、介護両立支援制度等の周知を行うことを新たに規定するものでございます。また、ウ、勤務環境の整備に係る規定の追加として、任命権者は介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、（ア）職員に対する介護両立支援制度に係る研修の実施、（イ）介護両立支援制度に関する相談体制の整備、（ウ）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないことを、新たに規定するものでございます。

3、施行期日等ですが、（1）施行期日は令和7年4月1日。ただし、（2）経過措置として、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を、時間外勤務制限開始日とする改正後の衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求を行うおとする職員は、施行日前においても当該請求を行うことができるとする内容については、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） まず、参考資料の2の（2）のアのところ、3歳未満児から就学前に変わりますが、3歳未満児のお子様をお持ちの方が、実際には該当の方がみえるのかどうか、小学校未満児も含めてあらためて伺います。そして今まで3歳未満児は残業をセーブしてくださいということで申請するのですが、そういった実例はあったのかどうか。それについても確認します。今回、介護の両立支援制度は新設ということになるのでしょうか。それでここに意向確認を行うこと、仕事と介護の両立に資する制度または措置について知らせるということもあるのですが、個別にもう何日か後には4月1日が来てしまうわけで、またさっき言った公布の日からも受け付けるということなので、そういった説明等はされているのかどうかということも確認したいと思います。

それから、裏面のイのところ、40歳に達した日の属する年度に介護の支援制度の周知を行うこととされていますが、親の介護なら40歳というふうに規定してもいいのですけれども、もっと若い方でもおばあさんの介護とかいろいろあると思うのだけれども、そういった事例は該当

しないのか。なぜ40歳になっているのかというのも、お分かりだったらお示しいただきたいと思います。

それからウのところ、(ア)と(イ)と(ウ)ということで、事業者がやるべき責任ということが書いてあります。研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置とされています。要するに残業を拒否しても回っていき、差別を受けない、そういう環境整備だというふうに思うのですが、実際にはあまり残業はないのが衣浦衛生なのでしょうか。残業の実態も含めて、この3つの点については、もう何日しかないのですが、今、既にもう済んでいるのか、それともこの間にやるのか、4月1日またいだからこの3つについては研修、相談、それから整備、やっていかれるのか、伺います。ないと思うのですが、今日、決めて、その間4月1日までに、最後のほうの経過措置、施行日前においても当該請求を行うことができるということは、今日、議決してからだから、今まではなし。これから今後、出てくる可能性があるというふうに予想しているんですか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず該当する職員がいるかということでございましたけれども、現時点で2名の職員がおります。小学生に達するまでの子。就学前の子。40歳になって、なぜ説明をというところがありますけれども、介護保険の適用にあるというところがポイントとしてあるのかなと思います。ただ議員おっしゃられる通り介護というのは親の介護だけではない場合がありますので、その辺りはおってガイドブック等ですね。すいません、3歳以下の子を扶養しているものが2人おるということでございます。

研修については、特にこれとって研修しているということはございませんけれども、予定もございませんけれども、職員の分かりやすいようなハンドブック、この辺は提供していつでも見られるような状況にしておきたいというふうに考えております。

また職員へはこれは給料体系の改正に伴って、併せて説明を既にしております。経過措置が該当する者がいるかということも、現状まだ予定はございませんけれども、4月1日の施行に合わせて、既に分かっているものがあれば、公布の日から対応するということが、この経過措置であると思います。現状ではおりません。

あと時間外につきましては、うちの状況としましては、業務課のほうで、5年度の実績でございますけれども、44.3時間ですかね。1人当たり。庶務課庶務係においては15時間等と、取り立てて残業というか時間外を多くしているという状況ではございませんので、申し出があれば、その時間外を抑制していく働き方については対応していくということは考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 確認します。3歳未満児のお子さんをお持ちの方がお二人みえて、小学校就学前の方は拡大されるとその方以外はないということですね。今後その3歳未満児の方が成長できれば、どんどん階段状に成長していくので対象になると。

それから4歳のところは、介護保険の関係というのはいくぶんよく分からないのですが、そういうふうに機械的にやっていくのですか。4歳の誕生日になったらこの制度で利用できますよということで、どこかの段階で新入の人はこれで止めてしまうということなので、もう研修はやられていて、何らかの機会に徹底するということですが、ハンドブックは今から作成する。全国統一のものが何か回ってくるんですか、国のほうから。それも含めて、受け手は最終的には事務局長が受けて、直近の上司にそのことを言うということですかね。事務局長、含めてその可否を判断し、可否の選択はないのですけれども、申し出たら残業セーブするということが結果としてなると思うのですが、そういう流れでやっていくということで、ハンドブックはどのような形でパソコンなんかでダウンロードということだと思うのですが、確認します。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 4歳を一応、目安にしているということであると思います。どこかの時点では、この介護についての説明をしていくということで、4歳が一つの起点になっていると思います。また、あとハンドブックにつきましては、現状、備えておまして、その内容を更新していくと、刷新していくということありますので、現状、持っておるということで、よろしくをお願いします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 日本共産党は仕事と育児の両立をとということで、ジェンダー平等の立場からもこういったことを積極的に進めるようには考えています。大元はやはり7時間労働制だとか、給料、時給1,500円に、どなたでもなっていくようにしていくとか、そういう根本的な解決が重要だというふうに思いますけれども、積極的にこの制度を活用して、でも残業が減ってしまうとお金が減ってしまうということもあって、板挟みだとは思いますが、ぜひ普及して、取りやすい職場になるように求めます。要望します。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岡田公作） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして、日程第6 議案第3号、衣浦衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第3号、衣浦衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、人事院勧告に鑑み、組合職員の給与を改めるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）衣浦衛生組合職員の給与に関する条例（平成5年衣浦衛生組合条例第2号。以下「給与条例」という。）の一部改正（第1条関係）として、まずア、昇給の基準の改正（ア）ですが、行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上である職員の勤務成績が良好である場合の昇給の号給数を、3号給とする規定を削るというものでございます。

また、（イ）ですが、行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が8级以上である職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとするよう改めるというものでございます。

次に（イ）扶養手当の改正として、令和7年度以降に支給する配偶者及び子に係る扶養手当の額の改正であります。配偶者に対する扶養手当は、現行6,500円のもの、課長級以下の職員は、令和7年度に3,000円、令和8年度以降で廃止とし、部長級以上の職員は、令和7年度以降、廃止となります。また、子に対する扶養手当は、現行の1万円を、令和7年度で1万1,500円に、令和8年度以降1万3,000円とするものでございます。

次に、ウ、扶養親族の届け出及び扶養手当の支給に係る規定の削除として、扶養親族に係る届け出及び扶養手当の支給に係る規定が規則中に規定されることとなったため、条例から削除されるというものでございます。

次に、エ、通勤手当の改正として、通勤手当の支給限度額が5万5,000円から15万円に引き上げるというものでございます。

次に、オ、管理職特別勤務手当の改正として、管理職手当を受ける職員が災害など緊急の必要により、週休日や休日、平日夜間に1時間以上勤務した場合に支給される管理職特別勤務手当に

ついて、平日における支給対象時間帯を午前0時以降となっていたものを、午後10時以降に拡大するものでございます。

次に、カ、定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当に係る適用除外の削除として、これまで住宅手当の支給対象とされていなかった定年前再任用短時間職員も支給対象となるものでございます。

次に、キ、給料表の改正として、行政職給料表（1）について、より職務職責を重視したものへと改められるというものでございます。

続いて、（2）衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年度衣浦衛生組合条例第2号）の一部改正（第3条関係）として、通勤手当及び勤勉手当について、一般職の職員の手当の額支給率と合わせるため、会計年度任用職員に係る手当の規定を改めるというものでございます。

続いて（3）衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年衣浦衛生組合条例第4号）の一部改正（第4条関係）として、暫定再任用職員に支給する手当に係る適用除外の削除ですが、これまで住宅手当の支給対象とされていなかった暫定再任用職員も支給対象とするため、規定を改めるというものでございます。

3の施行期日等ですが、（1）施行期日につきましては、令和7年4月1日。（2）号給の切替えにつきましては、これまで適用を受けてきた給料表の号給から、令和7年4月1日に適用となる給料表の号給への切替えについて規定するものでございます。

（3）切替え日前の異動者の号給の調整につきましては、切替え日である令和7年4月1日より前に異なる級に異動したものがあつた場合、切替え日に号給の切替えをした者との間の均衡を図るために、必要な調整について規定するものでございます。

（4）令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置、アにつきましては、2の（1）イで御説明しました配偶者の扶養手当の段階的な廃止及び子の扶養手当の段階的な引上げに伴い、条例の読み替えを規定したものでございます。

4、条例改正による影響額でございますが、（1）給料につきましては、2（1）キで御説明のとおり、令和7年4月1日適用の給料表は、より職務職責を重視したものとなることから、部長級職員1人に影響するものでございます。

また、（2）扶養手当に関しましては、ア、令和7年度で総額1万2,000円の歳出減、イ、令和8年度で、総額1万9,000円の歳出減を見込んでおります。

（3）通勤手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当につきましては、現時点で該当者がいないことから算出はできておりません。

以上で、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 条例案の議案のほうの2ページのところから3ページ、それから4ページ5ページ、それから6ページ7ページ、8ページ9ページにわたって、それぞれ現実に該当する人数を4月1日から、この職責を変えるのは4月1日を起点とするのでしょうか。いつ起点にするのか、その事前と事後でもし差異があるならば、新しいほうで教えていただきたいというふうに思います。妻の配偶者を3,000円削って、これは部長お一人だけということで減になり、子どもさんを3,000円、2年にわたって1,500円ずつ引き上げていくということで、行ってこいになるのですが、その該当者はそれぞればらばらなので、ここに書いてあるように配偶者のほうが1万2,000円と、令和8年が1万9,000円と倍になるのではというふうに書いてありますけれども、こういうことなんですね。住居手当も全く該当者がいないと。暫定再任用職員については全く今後も含めて、対象者は発生してこないということでもいいのでしょうか。それについてお答えください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今回、該当する職員でありますけれども、主事級3級の者ですが2人います。あと主査級で1人、係長級で10人、課長級で2人、部長で1人というところであります。参考資料の中にもございますけれども、扶養手当につきましては、職員22人おる中で、配偶者の9人、子の3人が該当しておるということでございます。職責が変わるものではなく、号数の改正でありますので、具体的に給料の変更があったものは部長1人ということでございます。よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 今から提案される予算書のほうの52ページのところに、昇給という形で級ごとの区分表が書いてあります。職員数21名で、そのうち4号給が10名、5号給が2名というふうにして書いてあって、ここには7号8号がありませんが、先ほど提案されたこの予算書の中のこの号給の配置は、今度の条例改正を反映したものなのかどうかということを確認したい。数が合わないではないですか。

それから7級以上のもので、勤務成績が良好である場合の昇給の号給数を3号給とするというところでは、実際にこの予算書で見ると7号、8号はないので該当しないということですか。ここに2ページのところに7級のずっと号給も含めて書いてあるのですが、これを成績の良い人はこの3号以内の級の少ないところに収めるということか。成績がいくら良くても、この3号以後は4号、5号とずっと上がっていかないと、最終的に一番ピークが16ということかね。16ぐらいがピークで上がるのだけれども、ここで1号から3号までに留めてしまう。働いても7号にいた人はもうそんな上がらないよということですか、ざっくり言うと。いうふうに受け止めればい

いの。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） この予算書にあります昇給というところにある各号給による人数ですけれども、対象になる人数ですけれども、これはあくまで定例の定期昇給に該当する55歳未満のものになりますので、予定されるものがこれだけおるということでございます。

ですので、私もそうですが、昇給の対象ではないので、この中には含まれておりません。課長の3号という部分を、一般の4号給、定期昇給での場合に3号上げる、課長は3号というふうになっておりましたのを、それを他の一般の職員と同じように4号、これから上げるということになります、それも年齢の昇給ストップですかね。55歳に満たないものになりますので、その55歳に満たないものについては、課長であれば4号上がると、定期昇給で上がるということでございます。

よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） ちょっと気持ちが悪いので、きちんとしてほしいのですけれども、1級からずっと9級まであって、その中でさっき言ったよう2、1、12、2、1というこの合計人数がどこかに所属しているわけじゃないですか。そのどこに所属しているのかを、まず人数をはっきりさせてほしいので、全く該当してないところも新規採用だと1級の人なんかは、これから今もういないのではないですかね。この横並びのところをまず教えていただいて、その縦並びの同じ級だけど、成績のいい人悪い人で分けているのは、私はけしからんと思うのだけれども、取りあえずそれも制限してやっていきたいと思います、3号給で留めましょうということなので、実際にはたくさん号給があるのだけれども、ここまでは適用してなくて、それぞれ制限があるということですかね。125まであるではないですか、ずっと2号給なんかは。ずっと縦並びで成績ごとに125まであるのだけれども、実際にはそんなことは分けていないし、会計任用制度の人ではなかったですか、この後ろの行政離職給与表の6ページからのものは。それも該当者があるのかなのかというのを、素朴に聞いているわけで、まとめた人数で言わないで、この号給で、3、4、5級の級ごとにあるのかなのか。このランクには何人入っているのかというのを知りたいので、それと縦並びも、教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 課ごとに分けますと、庶務課のほうには局長を含めますけれども、8級が1人、7級が1人、6級が2人、5級が3人ですね。あとは3級が2人、2級が1人ということでございます。業務課のほうは7級が1人、6級がこれは現状でございますけれども、6級

が2人、5級が7人ですね。4級が1人ということでございます。

会計年度につきましては、1級の13号までというふうに規定をしておりますので、それ以上はございません。給料表には上のほうまでありますけれども、定期昇給で上がっていった場合に、そういう可能性があるということでございますので、そこまで該当するものは現状ではおりません。

よろしく申し上げます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今おっしゃった予算書の52ページ。これは昇給する号数ですね。だから級とは関係ありません。通常は普通の成績であれば4号給、昇級いたします。51ページが職員数ですね、それぞれの級ごとの。これだけの級が何人と、これが職員数。52ページの職員数に対して昇給が少ないというのは、もう55歳になると昇給停止になるので、そういう人が多いということで、昇給人数としては、例えば本年度は12人と、21人中12人というような書き方ですね。お願いします。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして日程第7 議案第4号、衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第4号、衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明をいたします。

それでは参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

1の改正の理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第2026号）が令和6年5月17日に公布され、令和7年4月1日から施行されるため、条例の一部を改

正するというものでございます。

まず前提としまして、地方公務員については、法律によって身分が保障されており、雇用保険法の適用対象からは除外されております。しかしながら、地方公務員も退職後、失業している場合には、雇用保険法の失業等給付と同程度の保障を受けられるように、衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例において、雇用保険で支給される額と、退職手当額を比較して、雇用保険で支給される額のほうが高い場合には、その差額を退職手当に上乗せして支給することが規定されております。このことを前提に、今回、雇用保険法の就業促進手当等の改正に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

2、改正の概要でございますが、（1）就業手当の廃止に伴う改正（第15条関係）ア、就業促進手当に相当する退職手当の支給要件の改正としまして、就業促進手当のうち、安定した職業以外の職業に早期再就職した場合に支給される就業手当が廃止されるため、就業促進手当に相当する退職手当の支給の要件について、就業に就いた者から、安定した職業に就いた者に表現を改めるというものでございます。

次に、イ、就業手当に相当する退職手当を支給した場合における退職手当の支給に関する規定の削除としまして、就業促進手当に相当する退職手当を支給した場合、当該就業促進手当を支給した日数に相当する日数分の退職手当を支給したものとみなす規定について、就業促進手当のうち、就業手当に相当する退職手当を支給した場合の規定を削除するというものでございます。

次に（2）地域延長給付の延長に伴う改正（附則第9項関係）としまして、令和6年度末までの暫定措置とされていた地域延長給付（雇用機会が不足する地域における給付日数の延長）が2年間延長されるため、当該給付の支給の要件を令和7年3月31日以前に退職した職員から、令和9年3月31日以前に退職した職員に改めるというものでございます。

3、施行期日等でございますが、（1）施行期日は令和7年4月1日。（2）経過措置としまして、就業手当の廃止に伴う改正は、施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって、施行日前に就業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田公作） 暫時休憩いたします。再開は12時10分。

午後0時5分 休憩

午後0時12分 再開

○議長（岡田公作） 少し早いですが休憩前に引き続き会議を再開します。

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 少し初歩的なことですが、60歳定年制が過ぎて、60歳で退職金は支給されるのですかね。それから2、3年本来の退職延長の年度を、この新年度も碧南でも63歳まで働かれる方だとかいろいろ出てきているのですけれども、雇用保険はここはこの3年間、定年延長は安定した職場ですよ、きっと。この不安定な職場というのが、どういう概念なのかなと思うのですが、この定年退職を過ぎて再任用も経過して、皆さんの場合ですよ。どういったところに行ったときに、不安定職場として、もちろん今から作る条例だから、該当者はないのですけれども、どんな定義で不安定職場になるのか。一般の雇用保険は大体6カ月だと思うのですが、その間ずっとハローワークに通って、雇用保険を受けながら次の職場、探すのですが、どのぐらいの期間でこれはつけていくことになるのでしょうか。大体6割か7割ぐらいなんですかね、支給の額は。そのときは退職金にオンしてしまっているんで、その退職金を取り崩して仕事、探さないということに結果としてはなると思うのだけれども、そのようなことの隅々までお答えください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今回の改正の質問がありました60歳で退職金を一律もらえるのかということですが、定年延長になりましたので、定年の当該退職した年で、退職金は支払われるものです。ですので、前に60歳で退職されれば、その時点では退職金は支払うものでございます。

また安定した職ということですが、これは考え方としては1年を超えて、雇用される見込みがある職ということですが、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 例えば派遣労働で1年を超えるだから、1年未満というふうにした場合は不安定ということで、そんなこと予見できないではないですか、退職金を受け取るときに。追加で上乗せして出すのですか。定年でまず退職金もらっておく。その3年4年の退職延長のときは、いくらかお給料が下がる。級が下がるから、役職者は下げたりして3年間ぐらい働かれると思うのだけれども、そのときはほぼ満額に近いのですか、お給料の。職級が下がるので、下がるかもしれないけれども、その後のどこからの時点か分からないですけれども、派遣に行った場合に1年雇用だよと言った場合は、雇用保険のほうに行けば、この制度を退職してから申請すれば、追加支給ということになるのか。その退職金もらうときには予見できないではないですか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今回の制度というのは、そうした定年退職した者とか、通常、公務員は退職金が支払われますので、この雇用のほうの法律に適用される者としては、ごく一部採用して間もない職員がすぐ退職した場合に、退職金が満たないという場合に、雇用保険のほうで対応ができるというものでありまして、通常、定年まで勤めたものが退職金もらった者について雇用保険がさらにもらえるわけではございませんので、そういうことではございません。御理解いただきたいと思います。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして、日程第8 議案第5号、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第5号、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

まず1の制定の理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が令和6年12月25日に公布され、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の一部改正が令和7年4月1日から施行されるため、関係条例を整理する条例を制定するというものでございます。

次に2の制定の概要ですが、まず、（1）一部改正する条例について、第1条関係として、ア、衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年衣浦衛生組合条例第5号）及び2条関係として、イ、職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例（令和5年衣浦衛生組合条例第6号）の2条例でございます。

次に（２）改正の内容でございますが、引用条項の改正として、暫定再任用職員について規定している改正法附則第９条第２項が削除され、暫定再任用職員の定義が、同条第６項に新たに定義されたため、引用条項を改めるというものでございます。

また県費負担教職員に対する規定の読替え適用について、規定している改正法附則第９条第３項が、アで御説明のとおり、第２項の削除により、同条第２項に繰り上げられるため、条例中の引用条項を改めるというものでございます。３の施行期日は、令和７年４月１日でございます。

以上で、議案第５号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○１番（山口春美） 議長、１番。

○議長（岡田公作） １番、山口春美議員。

○１番（山口春美） 削除される中身については何でしょうか。確認します。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、住居手当を支給することとするために附則の第９条第２項が削られて、以降の項が繰り上げられるとともに、暫定再任用職員の定義が、同条第６項に新たに設けられたというものでございます。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

○１番（山口春美） 議長、１番。

○議長（岡田公作） １番、山口春美議員。

○１番（山口春美） 今までずっとやってきた様々なことが、４つの２項が第６項になったということは、３、４、５が入ったわけで、それらに入って、それで県費負担教職員に対する規定の読替えは、そこが入り込んできたということで、整理のための数字を変えるということでしょうか。その他に、この中に中身が入っているものはないですね。今まで論議してきたことが反映している条例ではないのか確認します。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 上位法のほうの改正で繰り上げられたということでございますので、中身的に変わっているということではございません。

お願ひします。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして、日程第9 議案第6号、衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） それでは、ただいま議題となりました議案第6号、衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、次に掲げる理由により条例の一部を改正するというもので（1）としまして、事業系一般廃棄物の使用料は15年間、見直しがされておらず、ごみ処理に係る費用及び県内自治体料金との差が生じており、実情に合った使用料とする必要が生じているため。

（2）としまして、今後予定される小規模基幹的設備改良事業の実施に伴い、歳出予算の更なる増加が見込まれることから、受益者負担の適正化を図り、碧南及び高浜両市の財政負担を軽減するためというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、クリーンセンター衣浦使用料の改正（別表関係）としまして、事業系一般廃棄物の使用料を次のとおり改めるというもので、表の右側、現行の10キログラムにつき100円を、10キログラムにつき200円に改めるものでございます。

3、施行期日は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 私たちは予算の説明会のときにパワーポイントを使って、詳しくこの値上げの根拠を示していただきました。大体、周りの自治体が200円にしているということで、それに洗脳されて、致し方ないのかなというふうには思っていますが、実際に事業系のごみ、個々で持ち込む分だとか、コンビニなんかを系統的に回っている事業者さんのごみもここに入ってくる

というふうに思うのですけれども、そうすると末端のその契約金額も見直しがされるということで、相当裾野の広い人たちにこの値上げの影響が出てくると思うのですが、現実的にはどのぐらいの業者さんがおみえになるのかということと、それをもって10月1日の施行日にして、それまでに周知徹底やその生業として、事業系ごみを回収している業者さんが、その末端のお客さんに対して周知徹底できるようにしていくという、この配慮のためにやっているのでしょうか。もう一度15年見直しを進めてこなかったと、それから近隣市では大体そうなっているということも含めて、改めて確認のための答弁をお願いします。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 今回対象となります事業系のごみを個々にお持ちになられる方っていうのは集計は出ていないのですが、いわゆる市から収集運搬の業者の許可を得ているところの業者さんが現在19社ございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） あまり量が多いと、これ事業ごみではないですかと一般市民も変えられるのですよ、量り場で。これ、お家の量が多すぎると、他人から剪定枝なんかを運ぶように頼まれた個人でも、あなたのもではなかったら事業系になるのですよということで、仕切り直しがされるのですよ、量り場で。この影響力がどれだけになるのかということと、10月1日に規定したのはなぜかということと、予算書の中に、事業系のごみの搬出の事前審査が7,400万円、予算化、新規だと思うのですが、新しく去年度と比べたら、そういうものが出ていたのですけれども、7,400万円もこうやって事前に検査をするなら、減額になるのではないかなというふうに思うのですが、それはこれとの関連で出てきているのでしょうか。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） まず改正による影響でございます。令和7年度の影響額につきましては、昨年度、実績を基に、今回10月1日に改正するものですから、その残りの6カ月で5,000万円程度の収入増を現在、予測しております。10月1日につきましては、先ほどの提案理由のところでも少し述べさせていただきましたが、15年間、見直しをしていないということで、早期に見直しを図りたかったということも含め、小規模基幹の改良工事を再来年、再来年から実際に工事が進んでいきますので、歳出予算の更なる増加というのも予測されます。それによることで、受益者負担の適正化を図り、少しでも両市の財政負担を減らしたいということで、直近10月1日で今、計画をしております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） そうすると平年度化すると1億円の収入増になるということですか、半年分で。それで予算書のほうの27ページのところの上から3段目、搬入ごみ前選別等業務委託料が7,415万8,000円というふうになっていますが、これ事業系と書いてなかったですか、私。

○業務課長（田中秀彦） 予算はまた別ですが、お願いします。

○1番（山口春美） それとの関連もあるんですか。1億円入るから、私たちこのごみの勉強会で、碧南高浜は事業系のごみが多すぎると。しかもここで分別すると塊にしてあるように私たちが一生懸命、分別している缶やそういうものまで入ってしまっているということで、ここをもう少し徹底しなければいけないのではないかと、分別を。ということも学んだところですけども、ただお金が入ればよいということで、事業系ごみ、末端の人たち、中小事業者の人が多いと思うので気の毒だなとは思いますが、そのお金だけで走ってはいけないと思うので、この一層の分別という意味では、この予算にもリンクしているのかなと思ったので、全く関係なし。それをそういうことはどうするのですか。ごみ減量に繋がると思ってやるのだけれども、実際には1億円も増になってしまうのではないですか。1億円増ではなくて、事業系のみで1億円の収入ということですか。影響額は1億円増だよ、今よりも。もう1回、確認です。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 令和7年度は10月1日からやりますので、10月1日からの半年間で5,000万円。令和7年度、御可決いただければ、令和8年度からこの200円で徴収が始まりますので、現在半年で5,000万円を見込んでおりますので、倍の1億が令和8年度、見込めるというふうな計算にはなるかと思えます。

○1番（山口春美） 影響額ではないね。総額だね。

○業務課長（田中秀彦） 影響額です。増する額です。あくまで増する額です。現在の歳入の額が約1億ありますので、事業系の。

○1番（山口春美） さらに上乗せでしょう。倍になるから。

○業務課長（田中秀彦） 先ほどから予算書のところの搬入ごみの選別のお話は、今回の手数料とは全く関係のないお話でございます。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして日程第10 議案第7号、令和7年度衣浦衛生組合一般会計予算を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第7号、令和7年度衣浦衛生組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず初めに、令和7年度の予算の特徴としまして、クリーンセンターをはじめ、組合の各施設は老朽化により、普通建設事業費及び維持補修費が年々増加する傾向にあります。当組合といたしましては、業務継続に資することに重点を置きつつ、優先度の高いものを厳選し、財政負担の抑制に配慮した予算計上とさせていただくものでございます。

なお、ごみ処理施設において、令和8年度から開始を予定しております小規模基幹的設備改良工事に伴う廃棄物処理施設長寿命化総合計画策定業務委託料及びクリーンセンター衣浦延命化工事発注仕様書作成業務委託料を計上しておりますが、本委託に対する一般財源には施設整備基金を繰り入れることで、両市の財政負担軽減を図るものでございます。

それでは、お配りした資料に基づきまして御説明させていただきます。

令和7年度衣浦衛生組合一般会計予算案の1ページをお開きください。

令和7年度衣浦衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億946万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の合計を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を認めるというものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、地方債は、御覧の2件を予定しており、それぞれの起債の限度額は、危険物選別コンベア等更新工事では、事業費の75%で1億5,470万円を、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事発注仕様書作成業務委託では、事業費のうち、国庫補助金を除いた額の90%で、580万円を、合わせて1億6,050万円を限度額とする地方債を計上しております。

続きまして、歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

10ページ11ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、分担金の予算額は、20億1,298万5,000円で、前年度対比1,674万5,000円、率にして0.8%の減でございます。説明欄には、組合市の負担額をお示ししておりますが、碧南市が11億9,539万4,000円、分担率59.384%、高浜市が8億1,759万1,000円、分担率40.616%でございます。

次に2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料の予算額は、2億5,096万5,000円で、前年度対比6,046万1,000円、率にして31.7%の増で、説明欄に記載のし尿処理施設をはじめとする組合5施設の施設使用料及び目的外使用料で、主な理由は、2節、ごみ処理施設において、クリーンセンター衣浦使用料事業系一般廃棄物の改正に伴う使用料の増額を見込んだものでございます。

12ページ13ページをお開きください。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金の予算額は326万3,000円。前年度対比皆増で、これはクリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良事業に伴う交付金で、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事発注仕様書作成業務委託に係るものでございます。

14ページ15ページをお開きください。

5款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金の予算額は、963万7,000円。前年度対比2,710万3,000円、率にして73.8%の減で、廃棄物処理施設長寿命化総合計画策定業務委託及びクリーンセンター衣浦小規模悲観的設備改良工事発注仕様書作成業務委託に充てるものでございます。これにより、基金繰入後の基金残高は、6億6,118万8,409円となる見込みでございます。

次に、7款、諸収入、2項、雑入、1目、雑入の予算額は、2,421万3,000円で、前年度対比34万7,000円、率にして1.4%の減で、主な理由は2節、ごみ処理費雑入において、破碎鉄くず等の売却単価の下落及び数量の減少によるものでございます。

16ページ17ページをお開きください。

8款、組合債、1項、組合債、1目、衛生債の予算額は1億6,050万円で、前年度対比620万円、率にして3.7%の減でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。18ページ19ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の予算額は7,073万円で、一般職員7人分の給与費が主なものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

3款、衛生費、1項、清掃費、1目、清掃総務費の予算額は1億2,590万3,000円で、内訳はリサイクルプラザの会計年度任用職員給与9人分の報酬、一般職員12人分及び定年前再任用短時間勤務職員1人分の給与費が主なものでございます。

次に、2目、し尿処理費の予算額は1億7,083万8,000円で、前年度対比1,842万9,000円、率

にして12.1%の増で、その主なものは、25ページに進みまして、12節、委託料で、し尿処理施設維持管理委託料の修繕項目の増及び人件費の増及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法第10条の規定による、低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託料を新規計上したことによるものでございます。なお、こちらは2項1目の斎園費においても同様の計上をしてございます。

次に、3目、ごみ処理費の予算額は13億9,395万4,000円で、前年度対比2,794万9,000円、率にして2.0%の増でございます。10節、需用費中、消耗品費、27ページの光熱水費において、物価上昇の影響により増となっております。同じく需用費中、修繕料の予算額は5,779万円、前年度対比464万3,000円の増で、粗大ごみ処理施設修繕において、整備項目の増によるものでございます。12節、委託料の予算額は9億1,081万1,000円で、説明欄に記載のごみ処理施設運転管理等業務委託料を初め、39件の委託を予定するものでございます。

29ページへ進みまして、14節、工事請負費の予算額は、2億635万9,000円で、前年度対比1,592万5,000円の減で、危険物選別コンベア等更新工事を予定するものでございます。工事の詳細につきましては、予算の概要7ページから9ページを御確認ください。

30ページ31ページをお開きください。

5目、余熱利用施設費の予算額は1億5,466万2,000円で、前年度対比1,439万9,000円、率にして8.5%の減で、これは10節、需用費中、燃料費で実績に基づく使用数量の増、光熱水費で物価上昇の影響による増、修繕料で修繕項目の増、及び12節、委託料で、人件費の上昇により増加したものの、プール天井改修工事が完了したことにより、トータルとして減となったものでございます。

34ページ35ページをお開きください。

2項、環境衛生費、1目、斎園費の予算額は1億979万3,000円で、前年度対比54万円、率にして0.5%の増でございます。

36ページへ進みます。12節、委託料は、説明欄に記載の火葬炉設備の運転管理業務委託料を始め、11件の委託を予定するものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。

4款、公債費、1項、公債費、1目、元金の予算額は4億5,807万1,000円で、前年度対比57万1,000円、率にして0.1%の増でございます。なお、令和7年度末の起債残高見込み額は28億7,109万8,139円でございます。

説明は以上でございますが、40ページから54ページにかけまして給与費明細書、55ページには地方債に関する調書をそれぞれ掲載してございますので御参照ください。

以上で議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。これより歳入について質疑に入ります。質疑の際は資料名ページ番号を行ってください。なお申し合わせにより、質疑回数は、歳入歳出

それぞれ3回までとなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは歳入の質疑を行います。1番山口春美議員。

○1番（山口春美） まず歳入、2款1項1目の使用料のところ、4節です。余熱利用施設でサンビレッジの使用料ということで6,000万あります。若干の増にはなっていますが、今、碧南市では東部市民プラザが5月まで、あおいパークが10月まで閉鎖となっております。ここに多分、集中していると思うのですが、今、現況はどうかということも含めて、その割には見込みが少ないのではないかなというふうに思うのですけれども、キャパシティもあるから、何でもかんでも入ってこられるわけではないと思うのだけれども、その辺はどんなふうに予算計上されたのか、まず教えていただきたいと思います。

それから、15ページのところの5款1項、基金繰入金のところ、先ほど言われたように6億6,118万8,409円が火事の際の保険を積み立てて、今現在の貯金です。これに対して金利が若干ですが増えているのですが、何%ぐらいの金利になっているのでしょうか。確認したいというふうに思います。まずその点をお願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） サンビレッジのほうはおっしゃるとおりでキャパシティもございますので、前年並みほどの使用料ということでございますが、結構、碧南市の二つのお風呂がちょっと今止まっているということで、混み合っております。サン・ビレッジ衣浦、シルバー優待券の駆け込み需要というのもございますけれども、この3月は特に混み合っているような状況であります。ただ予算の時点においては他のお風呂がどういう状況であったかというのは見込んでおりませんので、特に予算にこれは反映しておりませんで、よろしくお願いします。

基金の方の利率でありますけれども、これは6年度の利率の実績で、0.375%でございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 山口春美議員。

○1番（山口春美） そうすると、実際には木村建設さんが単独で今、受注を受けているのですが、あまり混んでいる状態だとか、お断りする例だとか把握して見えますか、事務所の中で。それから駐車場が足りないのを前から言っているのだけれども、非常に人気で、これも今度の施設ではもしかしたら熱量のない施設にしてしまうと、風呂もプールも駄目になってしまうのですけれども、そういう現実も含めて、結果としてはまだキャパはある。断るまでもいかない。これは伸びてくるであろうという予測、全くこの現状を把握してみえない予算なので、伸びてくるかもしれないということですね。一連、向こうの碧南市の一般会計のほうでは金利が上がってなんですが、先ほど言われた0.375かね。これは上がった数字なのか、今後上がる見込みなのか、通常どおりでやってみえると思う。ここのところ、ぱっと上がっていませんか。確認です。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） サン・ビレッジのほうは、やはり駐車場に制限がありますので、こちらからはお断りはしてませんが、満車の時点でお帰りになられるという方はみえます。ですので、入場制限しているという状況はございません。

あと利率ですけれども、やはり年々、金利のほう、今、上がりつつありまして、7年度の実績でいきますと0.925とかなり上がってきておるような状況でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 山口春美議員。

○1番（山口春美） それは予算の段階では反映されていないということですね、金利のほうは。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 予算の時点ではまだ反映されたものではございません。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、続いて歳出について質疑に入ります。7番、柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 4件伺います。予算書の27ページ3款1項3目、12節の委託料について、たくさんの委託料上がっているのですが、上から13番目の一般廃棄物埋立処分業務委託料（県内）から、19番目の溶融化焼却灰等運搬業務委託料（焼却灰）までのこの七つの委託料について、搬送先は7年度においても変更なしでよかったかどうか。

二つ目が、29ページ、3款1項4目7節、報償費について、プラザ講座開設実技指導料が上がっているのですが、どのような講座を予定して、これが何回分の指導料なのかをお願いします。

三つ目が、予算の概要7ページ、危険物選別コンベア等更新工事について、この可燃ごみ投入扉部分更新、全4機とあるのですが、この更新がどのようなタイミングで更新されて、一度に4基、全て更新となるのかどうかについてをお聞かせいただきたいのと、あと最後四つ目が、10ページのこのクリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良事業ですね。この15ページに絵があるのですが、この8の給排水設備について、この絵にどの場所が示されていないのですが、詳しく教えていただきたいなと思います。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 予算書27ページの一般廃棄物埋立処理の委託の搬入先の変更は7件ともございません。あと扉の工事の件でございますが、こちらは利用者のいない土日限定して工事のほうを行います。

15ページの8番の給排水設備、11番、電気計装、12番、建築設備というところがございますが、これ施設全体のそれぞれの給排水の管だとか、そういったところ。あと電気の制御するところの工事、建築で一部建物の劣化しているところの補修と、そういったところになります。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 報償費のほうでございますけども、リサイクルプラザの報償費でございますけども、衣類のリフォームを8回見込んでおります。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 最初の委託料の話で、これ七つの委託料の下の三つについては、搬送先が1ヵ所ですけれども、他の一般廃棄物埋立処分とか焼却灰等運搬業務委託料が2ヵ所なんです、2ヵ所になっていない理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 下の三つ、分級機取り出し物溶融、分別場ガレキ等運搬、焼却灰等運搬リサイクルですが、こちらのうちの一番上、分級機取り出し、こいつは中部リサイクルという会社になります。これ名古屋市にある会社さんです。下の二つの分別場と焼却灰につきましては、三重県の三重中央開発さんへの搬入になっております。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（岡田公作） 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） 一般廃棄物運搬処分業務委託料（県外）で、あともう一つ、ごみ焼却灰等溶融業務委託料（焼却灰）溶融化焼却灰等運搬業務委託料（焼却灰）、これが焼却灰については秋田県、その下の二つが名古屋市の中部リサイクルというのを聞いていたのですけれども、これは県内と、県外で秋田県だけと。下の二つが県内だけ。なぜ県外と県内で両方とも委託をしていないのかというところです。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 下の二つのごみ焼却灰溶融運搬業務委託と溶融化焼却灰のこの二つなのでございますけれども、これは中部リサイクルのところで焼却灰をリサイクルする業務で、ある程度限られた会社さんしかできないということもございまして、県内県外というのを記述はしておりません。灰の実際の処分について、県内県外を分けておりますのは、アセック、御所市。秋田の小坂というところで、それぞれ県外と県内が分かるようにということで、記載した結果でございます。

○7番（柴口征寛） 答弁漏れをお願いします。内容について。

○議長（岡田公作） 答弁漏れのないよう。

○7番（柴口征寛） 一般廃棄物運搬処分業務委託料（県外）が確か秋田県小坂町だと思うのですが、これについて県内はないのかなということです。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 県内で一般廃棄物、いわゆる灰の処分を受けてくれるのはもうアセックだけです。県外が御所市、秋田の小坂になります。そういったことでしょうか。分けているところの説明ですかね。県内はアセックだけです。灰の処分については。クリーンセンターから出るごみを複数の埋立て場で処分していただいているのですが、それぞれがまずアセック、奈良県の御所市、秋田県の小坂というところで、分けて処分しております。

運搬が入ってないという理由ですか。小坂のほうは、実際にはJR貨物を使って、秋田まで灰を排出する関係で、この契約が全て1本、いわゆる運搬と処分というところ1本での契約を小坂のほうから言われていますので、1本で契約しております。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） まず歳出の2款1項1目の7節の報償費24万8,000円の弁護士相談料ですが、何か問題が起こっていて、具体的に早急に予算化しなければならない理由があったのでしょうか。何のための24万8,000円なのかお答えください。

それから25ページのところで、低濃度PCBあとで斎園でも出てくるのですが、こちらのほうのPCBと、それから斎園のPCBのほうは、どういった要因で出てきて、どの程度の量について、し尿のほうだと344万9,000円、それから斎園のほうにもありますので、それぞれお答えください。

それから先ほど言った27ページのところで、委託料の3款12節、委託料の上から3番目、搬入ごみ前選別業務等委託料で7,400万。これは去年の予算にはなかったのだけれども、補正か何かでつけたのかしら。その中身も教えていただきたいと思います。

それから一番下のところに使用済み乾電池等処理処分業務委託料ということで386万1,000円。それから次ページのところで、運搬業務で168万9,000円ということで、合わせると500万を超えてあるわけです。前も言っているように、大型家電だとかそういうところに、碧南市も高浜市も乾電池などの回収場を設けていません。よそではどこでも設置がされているところで、資源ごみで出せばいいというものの、売り手の責任もきちんと果たしていただきたいので、これをやれば、いくらかこれも減ってくるのではないかと。最終的にはそれを衣浦衛生で集めていくことになるかもしれませんが、そういうぐらいのことはちゃんとやって、ごみ減量に繋げていただきたいなというふうに思います。

それから、31ページのところで、余熱利用施設の関係で、シャンプーリンス等消耗品費は昨年と同じ約41万2,000円でしたが、シャンプーリンス等は、契約して買ってみえると思うので、この物価高騰の中でもこれだけで大体余ったりするので、前年度のやつが。回っていくのかどうかということを確認したいと思います。

それからその下のプール及び浴場回数券ということで、衣浦衛生独自の回数券買い増すということで印刷されると思うのですが、実際の履行については結構、いくのでしょうか。これ4万7,000円ということで、どのぐらい作られるのか分かりませんが、活用はどのぐらい出るのかなという、何年か分まとめて、多分、今年中のものというふうに限定して作るのですか、これは。碧南なんかは支給だからね。年度をまたいではいけないということでやっているのですが、この回数券は無期限で使えるものなのか、確認したいと思います。

それから、33ページのところで、同様の余熱利用の委託料ですが、昨年の7月から、木村建設が1本で受注していることになったのですが、結果としては200万ほど上がってしまって5,481万7,000円です。人件費が上がったとは言われているかもしれませんが、大体、入札のときにどのぐらいのアップを見込んで出したのか。そして委託先でいろいろ教室なんかもやっているようですが、これについては業者努力ということで、今、予約でいっぱいだと思うのですけれども、これを増やしていくことはできないのかどうか。それで前はスイミングスクールの人たちがやってくださった監視の部分などは、結局その人たちをまた雇用して、その実際にはスイミングスクールは引き上げてしまったけれども、やっているのか。木村建設が独自に雇用しているのか。これもやっぱり経験と専門性が問われる。命に関わる仕事なので、なるべく長く継続して働いていただけるようにしなければならぬ。しょっちゅう変わっていたのでは、いざというときに間に合わないと思うので、どんな形態になっているかと。平年度化しただけに、ちょっと気になりますのでお答えください。

それから、37ページの財源のほうの委託料の中で、先ほど言った、PCBのことについても改めて伺いたいと思います。

それから。

○議長（岡田公作） まだありますか、いったん切りますか。

○1番（山口春美） 切ってはいけないよ、3回の限度なので。だから言っているのではないですか、一問一答でやりなさいと。きちんとメモしておいてよ。あなたたちが決めたことだから。

○議長（岡田公作） いいですか。そのままいきます。

○1番（山口春美） 39ページのところで公債費があります。最後のほうで、先ほど言われたように、28億残が残っています。55ページ、現在高の見込みが28億なっているのですが、本庁のほうでは碧南市のほうでは借入期間を書いて、最終支払いが終わるのが何年度というふうに書いてあるのですが、これはどのぐらいの年度で新たにまた起債を起こすのですが、何年何年というふうになっていて、最終年度と、ピークはいつ来るのか。今からこの38億もあると思うので

すが、その年度をきちんと書いてもらって、どこまでか。概要も年度、書いてないと思ったけれども、確認したのですが。もう一度、概要も見ますのでお答えください。

それで、最後のところで小規模基幹整備工事のところで、いろいろ書いてありますけれども、概要のほうの10ページですね。これ7年8年9年10年の4カ年ということですが、年度ごとに分けると、これを全部、試算しないといけないのですか、13ページなんかを。年度ごとの総事業費というのは明らかにしていただきたいなというふうに思うのですが、国の内示のほうは確約してかちかちで、8億3,838万3,000円ということで、もうかちっと内定して、確実なものになっているのでしょうか。

以上です。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 低濃度PCB業務委託、衛生センター分です。発生の経緯につきましては、し尿処理の下水放流施設に改良工事をしたときに、受変電施設の更新をした場合に、高圧トランスというところで発生したPCBの処分です。量が2,836キログラムになっております。

搬入ごみの前選別のところでございますが、搬入ごみ選別業務委託の金額でございます。こちら搬入ごみ等前選別業務委託は、昨年度まで不燃物等前選別業務委託料と、資源ごみの分別指導業務委託料を統合したことで、増になっているということでございます。この二つの業務は、衣浦再生資源協同組合との長期継続契約をしておりましたが、経費削減のため、一つの業務に統合したということで、名称を変えて今回、予算の計上を挙げております。

乾電池のお話ですが、両市の施策でそれぞれごみの分別は進めていただいております。ただ衣浦衛生組合クリーンセンターにお持ちになられる乾電池のごみもございますので、そちらのほうはお持ち帰りいただくのではなく、クリーンセンターで受けて、それぞれのJBRCに委託するような形で処分しております。来られた方には、当然ながら買ったお店での処分ということは口頭で御説明させていただいておりますので、御理解賜りたいと思っております。

延命化工事の年度ごとの事業費でございますが、令和7年度1,870万円、令和8年度2億9,554万8,000円、令和9年度が19億3,976万2,000円、令和10年度15億5,683万円の4カ年で、38億円の費用でございます。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず弁護士費用を見込んだということでございますが、情報公開請求がここのごとくございまして、それに伴う情報審査会のほうの開催もございました。このような事例が最近、まあまああるということで、来年度からはその情報審査会の後には裁判ということも想定されますので、弁護士費用として予算化をしております。

あとは斎園のほうのPCBでありますけれども、こちら発電機の改修工事に伴って古いコン

デンサを取り外したときにPCBが含まれるということで、14キログラムのコンデンサが1台ございます。

あとは、飛びますけれどもサン・ビレッジ衣浦のほうのシャンプー、リンスにつきましては必要数を見込んでおりまして、予算としては現在、契約しているところと見積もりを取っておるということでございます。

あとプールの管理につきましては、引き続き木村のほうが雇用については、前回まで勤めていたアルバイトだとか社員を引き継ぐ形で雇用を確保しております。

あと教室数の増というところではありますけれども、これは相手側の部分でございまして、現状、増やすことは考えていないということでございました。

起債のほうの限度です。ピークのほうは令和6年度借入れ時点で言いますと、令和11年度までがピークとなっております。これは毎年、借入れをこのところ行っておりますので、このピークというのはずれ込んでいくということでございます。毎年の元金償還の額は5億円程度が今後ピーク時にはかかってくるというふうに思っております。起債につきましては、基本的には15年程度で借入れをしておりますので、6年度借入れ分からしますと、令和21年度には借入れが終わるという見込みをしております。

以上です。

○議長（岡田公作） ほかに。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 弁護士料のほうですが、審議会の中でいろいろ出す、出さないのもめ事が発生するかもしれないということで、碧南市のほうにはないですね、弁護士料なんて。あれもこれも一緒にやっているのかな。ということで今まで一切の弁護士さんとはお付き合いがなかったもので、ここで改めて依頼すると。何名の方に、もう目途がついているのですか。4月1日から置くのですか。依頼があったときに問題が起こったときに活動していただけるように、活動していただいたら分払いで払うというような24万8,000円なんではないでしょうか。試算の中身も教えてください。

それからPCBは取り替えたときに業者さんが処分するのではなくて、保管しておいたのね。斎園のほうは保管しておいたと言われたので、それをいよいよ法律にのっとって処分しなければならぬということですが、こちらの初めのほうは、それも保管しておいたのでしょうかね。それも確認したいと思います。

それから、この衣浦衛生に搬入ごみをあそこで分けているわね、おばさんたちが。今、誰がやっているのでしょうか、シルバーさんか高浜サービスか誰か知らないけれども。あの人たちが搬入ごみの前選別を行うということで、あの仕事とは別個にどこか立っているの。ピットのこっこのベルトコンベアに立って、車から私たちが持ち込んだものを出してくださっているのが、選別、

同じ業者さんにリンクしてしまったということですか、これ。仕事の中身が少し違うように思うのだけれども、その結果、全体的にこの価格としては上がったのか下がったのか、ばらばらになっているのは気が付かなかったので確認します。

それから、プールの回数券は、衣浦衛生が一般的に来るお客さんに、1回ごとに払うのではなくて、若い方だとか65歳以上で、高浜の人だとかが買うのでしょうか、この券を。それは期限付きではなくて、ずっと使えるように。残ってしまったから今年度以内に使わないといけないとか、そういうものではないでしょう。期日が定めてないものではないの。どのぐらい作るのか教えてください。そのことも含めて。

それから先ほど言った、これで終わりなのだけれども、起債のほうは予算の概要に書いてあるというものの、大体15年と、短いやつは6年だよというけれども、それが書いていないではないですか。だからいつが周期で、完了時は何年でというのは、きちんと碧南市のほうは書いてあるので。書いてあった、書いてないよね。5ページのところですよね、縦に並べてある。借入年度は書いてあるけれども、23年で、それが今どこまでなのかというのをもう1個、書いてあるよ、碧南のほうだと。だからもうやがてなくなるという、水道なんかは特に、もうあと少しで終わってしまうなというのが、私たち議員からも見られるようになっているのだけれども、これでは6年で借りたのか15年で借りたのか分からないので、全然、周期が分からない。大体、令和21年ぐらいにはほぼ完了するだろうと。新たな今回のやつも含めて起債を起こすから、それからまた10年後には新たなごみ焼却場で莫大なお金を積むことになるから。とは言っても、耐用年数、20年かなんかで終わるので、それぞれ大変だ、大変だというものの、国のお金をもらい、燃やすかどうか分からないですけれども、後世の人たちとも平等に分担していくという起債の基本的な立場からすれば、大金を使うから大変だ、大変だばかりは言っていられない。必要なものならきちんと借金も含めて、ローンも含めてやっていく。こういう形で冷静に判断すればいいのではないですかね。この年度内の限度額というのは、10億円ぐらい、それぞれが持つのか、この起債分も含めて負担金を。衣浦衛生のごみ焼却場の200億円300円とか400億円だとなった場合に、どういうふうになっていくのかというのは、どこかで試算しているのか、基本、計画なんかで。どっちみち3分の1国費で、残りは起債でやっていくことになると思うんだけど、今までだってそうやってきたし、そんなに大きなお金については。そういうことで冷静に考えてやっていけば大変だ、大変だということで、慌てなくてもいいのではないの。新しいごみの焼却施設を作るに当たっては、というふうに思うので、終わる年度をきちんと書いてほしいなと思うのです。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 衛生センターのPCBの保管のことですけれども、低濃度のPCB廃棄物の処分先というのが当時なかったものですから、法に基づき事業所内で登録保管していたも

のでございます。前選別のごみの統合でお金が下がったかということでございますが、こちら二つの業務を統合することにより、151万1,000円予算の見積もり上、減で今回、計上しております。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 弁護士の相談料でございますが、こちらは年間で30回、時間数にして15時間で、その都度、案件が発生したときに、弁護士の方をお願いしていくということでいます。

あと先ほど抜けておりました、回数券の印刷につきましては、大人11枚綴り、これ4,400円のもの、あと30枚綴りのもの、小学生の11枚綴り、それぞれ7年度予定分としましては、大人用の11枚綴りの券の2年分、1,000冊を予定しております。語弊がないように。7年度分としては大人用の11枚つづり、2年分1,000冊を予定するというところでございます。

あとは起債のちょっと終了年度が分かりにくいということでございますので、こちらは分かるように表記していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） どうも説明の仕方がまどろっこしいので分からないのだけれども、弁護士は、30回分で動いたら出すと。この審議会ばんたび、出るということではないでしょう。動いたら出すということで計算しているということですか。

それとなんで150万円も仕分けとこのごみの前選別を分けたのをくっつけただけで約50万円も契約価格が低くなるのですか。その理由を。この同じ人が回っていくからなの。こっちの人たちは軽易な作業だから、時間給も安いと思うのだけれども、どうして150万円安くなったんですか。

年度の返済の期日については明記してください、今度からは。教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） すいません。分かりにくかったかと存じますが、弁護士につきましては、その都度スポットで相談していくということでございます。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 委託の統合のところでございます。予算の積算上、まず2件であれば、それぞれの1件1件に対して管理する責任者というのを1人ずつ計上していきます。統合したことによってそちらが積算上1人にできることで、金額が下がる。あと、今までそれぞれに事業に対して諸経費をかけていたものを、諸経費のほうをいろいろ交渉した結果で下げたということでございます。

○議長（岡田公作） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして日程第11 議員提出議案第1号、衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○5番（杉浦文俊） 議長、5番。

○議長（岡田公作） 5番、杉浦文俊議員。

○5番（杉浦文俊） それでは、議員提出議案第1号、衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、参考資料1を御確認ください。

まず1の改正の理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、字句の改正（第53条から55条関係）において、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、罰則規定に定める軸を改めるというものでございます。

3の施行の期日等でございますが、（1）施行期日は令和7年6月1日。（2）経過措置についてでございますが、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議員提出議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 質疑というわけではありませんが、これも拘禁刑の関係で、私は年長で本来ならば賛成者として名を連ねるのですが、磯貝忠通さんに代わっていただいたので、この議案については反対の立場です。よろしくお願いします。

○議長（岡田公作） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手多数であります。よって、議員提出議案1号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） 続きまして日程第12議員提出議案第2号、衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提出、提案理由の説明を求めます。

○5番（杉浦文俊） 議長、5番。

○議長（岡田公作） 5番、杉浦文俊議員。

○5番（杉浦文俊） それでは、議員提出議案第2号、衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続き等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が令和6年6月7日に公布され、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正が令和7年4月1日から施行されるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）引用条項の改正（第2条及び第12号中関係）

として、ア、特定個人情報の定義について規定している法第2条第8項が、同条第9項に繰り下げられるため、条例中の引用条項を改める。イ、特定個人情報ファイルの定義について規定している法第2条第9項が、同条第10項に繰り下げられるため、条例中の引用条項を改める。

(2) 字句の整理、(第2条、第12条、第17条、第18条、第31条、第32条、第38条、第39条、第47条及び第48条)として、条例中の字句を適切な表現に改めるというものでございます。

3、施行の期日でございますが、施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上で、議員提出議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(岡田公作) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡田公作) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡田公作) 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(岡田公作) 挙手全員であります。よって、議員提出議案2号は原案のとおり可決されました。

○議長(岡田公作) この際管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者(小池友妃子) 議長、管理者。

○議長(岡田公作) 管理者。

○管理者(小池友妃子) 長時間にわたり大変お疲れさまでございました。本日、私どもから御提案させていただきました件につきましては、慎重御審議いただき、原案のとおり御決定を賜りまして誠にありがとうございます。

令和7年度につきましても、引き続き両市民の負託に応えられるよう、安全を第一に据えて、改善を積み重ねながら、職員一同、充実した事業の推進を行ってまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（岡田公作） 以上で今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。
よって、令和7年第1回衣浦衛生組合議会定例会はこれで閉会いたします。
慎重御審議誠にありがとうございました。

（午後1時32分閉会）

以上は、令和7年3月27日に行われた令和7年第1回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和7年3月27日

議 長 岡 田 公 作

議 員 杉 浦 文 俊

議 員 長 谷 川 広 昌